

第79回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

平成29年12月11日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾 崎 文 昭	書 記	鎌 田 康 正
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	安 東 文 裕
	住 民 課 長	敏 蔭 高 弘	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	中 石 嘉 勝	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	森 田 善 章	上 月 支 所 長	和 田 始
	南 光 支 所 長	阿 山 安 秀	三日月支所長	船 引 和 範
	会 計 課 長	高 見 寛 治	教 育 課 長	谷 口 俊 廣
	生涯学習課長	服 部 憲 靖		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1．一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。12 月に入りまして、めっきり寒くなりました。昨日、一昨日と議員の皆さん、また、町当局の皆さんには、いろんな行事もあったと思いますが、本日、おそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまでございます。ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただくようお願いします。なお、傍聴席において手話通訳を許可しておりますので、その旨を報告しておきます。直ちに日程に入ります。

日程第 1．一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第 1 は、一般質問であります。9 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。まず、初めに 7 番、岡本義次君の発言を許可します。

〔 7 番 岡本義次君 登壇 〕

7 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7 番議席、岡本義次でございます。師走に入り、あと 20 日ほどで平成 29 年も終わり、平成 30 年を迎えようとしております。昨日、三日月マラソンがありまして、役場のスタッフの皆さんや参加された方は、御苦労さんでございました。生まれる国によって、日本とか北朝鮮、いろいろな不公平もございますけれど、年をとるということは、誰も 1 つずつ重ねていく、これだけは誰も平等でございます。一気に冷え込んできましたので、皆様、お体気をつけていただいて、風邪を引かないようにしてください。本日は、2 点の一般質問をさせていただきます。1 点目につきましては、これからの田畑を誰が維持管理するのかという問いと、2 件目につきましては、国指定後の利神城を今後どのようにするのか、この分につきましては、議員席からの質問とさせていただきます。さて、1 件目でございますけれど、ある地域へ行った時に、年老いて、町内のある集落に行けば、皆、年老いて、田畑の耕作が困難になり、草が生い茂り、その草さえ刈るのが難しく、どうしたらいいのか困っていると、聞きました。今後、あちらこちらの集落でそういう問題が起きて、事実起きてきております。役場としては、こういうような課題をどのように対処するのか、お聞かせください。また、私も、その腹案としての私の提言を申し上げたいと思います。この場からの質問といたします。

議長（岡本安夫君）

町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

皆様、改めまして、おはようございます。

12月も今日から、中旬に入りました。寒くなりました。

インフルエンザが、もう流行の兆しがあります。十分に皆さんにはお気をつけいただきたいと思います。

今回の議会、一般質問、9名の議員の皆さんからの質問の通告をいただいております。それぞれ、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、最初の岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。これからの田畑を誰が維持管理するのかということについてのご質問でございますが、誰が管理するか。基本的には、田畑の所有者であります、その個人、所有者の方が維持管理をしていただくということ、これが基本といいますか、原則だというふうに思いますが、しかし、佐用町内の農家では、高齢化と若者の農業離れが進みまして、田畑の維持管理すら困難になりつつあるのが実態でございます。

そうした維持管理が困難になりました農地におきましては、1つの方法として地域ごとに存在をしております、頑張ってもらっております大型農家や認定農家などの担い手農家へ預けることで維持管理を図るために、町としても政策的に担い手確保の補助金制度をつくり、これに対応をしてきたところでございます。

国の政策もその流れに沿った形で、担い手農家を中心経営体とする農業へ移行することにより、小規模農家や高齢化の進んだ農家は離農を推奨する形で農地中間管理事業へ取り組むよう補助制度が設けられております。

しかし、農地中間管理事業においても条件のよい農地には、担い手の受託希望がございしますが、不整形地や鳥獣害対策が必要な農地、また、畦畔の大きな農地は、条件不利地として敬遠をされまして、現実には担い手が、なかなかない状況になっております。

また、国の政策といたしましても担い手に頼るだけでなく、地域で農地を守るための支援策といたしまして、地域住民や農家が共同作業で農地を守る制度といたしまして、多面的機能支払制度や中山間地直接支払制度などを推進してまいりましたが、その制度を活用した共同作業も、だんだんと困難になってきているのが現実でございます。

集落によりましては、離農と高齢化が進み、それら支援制度に参加する方も少なくなり、共助による集落での支援ができない状況になってきております。

しかし、先ほど冒頭申し上げましたように、農地の維持管理は、個人財産の維持管理でありますので、町として直接維持管理作業に関与することは、なかなかできません。

しかし、一方、維持管理が困難な状況を放置することは、農地の荒廃だけでなく、地域の生活環境の悪化を招き、地域コミュニティの崩壊につながるものが懸念をされますが、長年、そうした問題に取り組んできているわけでありましたが、なかなか、よい解決策が見いだせないのが、これも現実であります。

一番、作業として大変な草刈り作業等におきましては、中山間地直接支払制度等におきましても、委託事業として、この作業も認められておりますので、1つの方法としては、シルバー人材センターや土木建設業事業者におきまして、畦畔の草刈り作業の受託もされておりますので、それらの方に作業を委託をすることも考えられると思います。

そうした形で、支援制度の、まずは、利用地域におきましては、ある程度の問題解決が図れるのではないかとというふうに考えられますので、そうした、農地中間管理機構、また、

直接支払制度等の推進を、まずは図っていくとともに、今、薬草やミツマタなど、新しい作物、これを活用して、少しでも農地の荒廃を防ぎ、農地の活用が図れればと、図りたいということで取り組んでいるところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今、町長が申されましたように、個人の財産におきましては、個人が、ちゃんとそれを管理するというのが原則でございます。

共産圏であれば、国が全部土地も所有しておるわけでございますが、日本では、そうはいきません。

しかし、今、お話ありましたように、認定農家、それから大型農家、そして、そういう担い手農家の方が町内には幾らかありますけれど、それらの方が、そういうほ場整備のできた、大きないいところについては、お預かりしていただくことができますが、ほ場整備していないとか、畦畔がすごいあるとかいうところについては、預かってくれてないのは現状ではないかと思えます。

ですから、そういう地域によっては、年老いて草刈りするだけで、年間 10 万円以上金が必要というようなことも聞いたりしております。

しかし、私は、私の提言としては、ある地域協議のところには小さな協同組合というのを設立いうのですかしまして、今、定年で、まだ元気な方がいらっしゃいますので、それらの方が、できない方の田畑も預かって、そういう作物植えて、ニンニクとか、どう言うんですか、今、町長がおっしゃったような薬草なりミツマタ、また、ショウガなど、そういういいものをつくることによって、その収益も上げて、それらを維持管理していくということで、例えば、耕運機とか、コンバインとか、そういう機械については、役場から何ぼかの補助、それらは全部出て、全部じゃなくても何割か補助してやって、維持管理して、そこの元気な方が、そういう日当も、丸々の、やっぱり自分らの田畑を守ることによって、同じような賃金じゃなくても、ある程度は、そこで話し合われて、これぐらいにしようかということ、やっていくのがいいのじゃないかと思うのです。

そして、そういう元気な担い手とか、大型農家のいらっしゃって、預かってくれるところについては、そこまで、まだ行っていないと思うのですけれど、そこらへん、各集落によっては、つくってやっていらっしゃる方がおると思うのですけれど、これは課長に問うわけなんですけれど、そういうところは、町内に何カ所ぐらいあるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 失礼します。

集落営農とかいったような形での取り組みをされている地区は 15 カ所ございます。

7 番（岡本義次君） えっ？

農林振興課長（加藤逸生君） 15。

7 番（岡本義次君） 15？

農林振興課長（加藤逸生君） 15 地区。

集落営農自体は、もっとあるんですけれども、実質活動されているのは 15 地区でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） そういう町内に 15 カ所あると聞きましたけれど、そういう 15 カ所に入っていない地域におきましては、今、地域づくり協議会ごとに、そういう入っておるところ、入っていないところもあると思いますけれど、それらが入っていないくて、どうした、困った、困ったというところもあるわけなんですね。事実。

ですから、そういうところについては、今、申しましたように、そういう機械を買うとか、また、ある程度の人件費の補助というのは、その機械の購入とか、人権費の補助とか、そこらへんについては、どのようになっておるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 今、課長が申しましたように、そうした集落で、個人では、なかなか管理ができない。その地域の農地をみんなで守ろうということで、集落営農として取り組んでいただいているところもあります。

そういうことで、先ほど、私も答弁させていただいたとおり、国の制度においても、そうした形で、農地を維持管理していくということ、これからは、国としても、そういう方法で推進をしております、町としても現実的に個人でなかなかできないということで、その国の制度、以前から、そうした大型農家や認定農家という形の中で、皆さんに農地を管理していただきたいということで、そこに預けられるのに対しても、農地を集約するための補助金制度等を設けて進めております。

ですから、今、岡本議員が提案をされていることというのは、既にずっと、一生懸命やっているんですよ。だから、そういう形については、そういうところについては、そうした農機具のいろいろな国の制度もありますし、補助金も出ております。

ただ、そういうことが、既にもうできない、取り組めない地域があるということ。どんどん、それが増えているということです。

それと、大型農家なり認定農家の方にとっても、先ほど申しましたように条件不利地のは場整備がされていない。また、獣害被害が大きい。そうした不整形な土地、小さな土地というのは、これは、なかなか作業が困難でできないということですね。

だから、そういうところについては、今でもまだ、は場整備、農地整備を行う制度はあります。ですから、それができるところは、町内においても、ぜひ今からでも取り組んで、農地の条件整備を、まず、していただく。こういうことにも取り組んでおります。

ただ、そういう、その制度も、皆さん方、地域の方々が取り入れて、農地中間管理機構に貸すためにも中山間地の直接支払制度や多面的機能制度、こういう制度があつて、そう

した補助金も交付されるようになっております。その制度を取り入れようという意欲を持ってもらわなければできませんし、そのへんは、町としても、さらに皆さん方に、こういう制度の内容を説明をして、取り組んでいただくための、今、努力ということも進めようということで取り組んでいるところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） ほ場整備のそういう措置もあるということでございますけれど、しかし、年老いてほ場整備することによっても、やっぱり自分がそういった分の金についても払っていかんとあかんと。跡取りがいらっしゃる場合は、やってくださいと。そのほうがいいですという方もいらっしゃるだろうけれど、跡取りもないし、自分だけで、もう年老いてできないような状態の方は、そこまで、なかなか踏み切れないんじゃないか思うんですね。

ですから、そこらへんを、ある程度、どう言うんですか、集約、まとまった土地の中でしてくださいということであればできると思いますけれど、それらの方が中にあって、できていないところも佐用町には、まだ、幾らか残っておるんじゃないかと思います。

ですから、農業で、なかなか生計を昔のように立てていくというのは難しい中、やっぱり、こういう問題が出て、今まで町長おっしゃったように、そういうやつは、事実取り組んでおるけれど、その地域によっては、それができていないと。ですから、困った困ったということと言われておるので、その方たちが、今、やはり基本は、自分の財産は自分が守ると。そして、自分たちの地域は、自分たちが守るという気構えの中で、まず、相談していただくと。

そして、なおかつ役場の職員が、その地域でもいらっしゃると思います。ですから、その方を、やっぱり先頭に立って、いろいろアドバイス、指導もさせていただいて、また、一緒に行動もしていただく。そういうことが一番大事に求められているんじゃないかと思います。

ですから、そういうことを役場の職員と一体となった中で、そういう地域を少しでも草だらけにしない。草ぼうぼうにしない。地域を…。不整形な土地であれば、今、おっしゃったようなミツマタなり、薬草とか、そういうものを植えて、広いところについては、いろいろ、また、自分の水稻であれ、また、大豆であれつくっていったって、やっていくということが大事じゃないかと思います。

ですから、事実、ちょっと佐用の北のほうへ行けば、そういうことを言われておりますので、そこにも地元で職員がいらっしゃって、課長もいらっしゃいます。ですから、そういう方が先頭になって、アドバイスもし、行動もし、一体となって、今後頑張っていくっていただきたいと、このように思っています。

ですから、いろいろな、これから集約を国が進めてやっていこうとしておりますけれど、その集約についても、やはり、そういう事柄をよくお話していただいて、皆に理解求めて、そういう大きなことが1つの集約ができるように説明も、農林振興課が先頭に立ってやっていただきたいと思いますが、そこらへんの役場の職員のあり方というのですか、行動について、どのように思っていらいっしゃいますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君）

町長。

町長（庵逄典章君）

役場の職員は、そうしたことを、制度をうまく地域に合ったように、取り入れて、少しでもそうした問題を解決をしていく形で、その事業を進めていこうということで、取り組んでいるわけです。

ただ、役場の職員が、全てができるわけじゃありません。だから、地域におきましても、まずは直接的には地域の農業を団体として農会長さんの選任をいただいたり、地域の皆さんで、いろいろと話し合っていたり。その大きな、また、話し合いの地域の実態の中で、地域の取り組みとして、地域づくり協議会とか、そういう中でも、地域のあり方というもの、みんなで考えていただく。関心を持っていただくという、そういうことの中から、具体的に、じゃあ何をしようかと、それは個人、一人一人では、なかなか対応ができない。守ることはできない。最終的には、やっぱりみんなの力でという形をまとめていくという力、これは、やっぱり地域のコミュニティではないかと思うんですね。だから、そういうことを、町としても進めているわけです。

だから、それぞれの担当者におきましては、個々の具体的な政策において、それを、どのように地域にうまく合うように取り入れていくか、皆さんに、それを、そういう事業に取り組んでいただくか、これについては、いろいろと相談を受けておりますし、また、先ほど申しましたように、こういう制度を、しっかりみんなに知っていただくための努力も各担当しております。

だから、それは、役場の職員という形での、職員としての仕事の中でやっているわけなので、それ以上、役場の職員に全てやれとい言っても、それは無理です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君）

岡本議員。

7 番（岡本義次君）

私は、役場の職員が全てしてくださいとは申ししておりません。

ですから、そういう大型農家や認定農家のないところについては、困っていらっしゃるのであれば、そういう地域の中で、協同組合というのを自分たちの地域でつくって、その中へ役場の職員が入って、いろいろなことを、こういう制度があります。ああいう制度もありますということの、いわゆる指導も含めてしていただきたいというのが、私の今、言わんとしておるところでございますので、農林振興課も、特に、そういう地域の職員の方も含めて、ひとついろいろな指導も含めて相談に乗ってやっていただきたい。このように思っております。

この質問については、以上といたします。

それでは、2 件目に入ります。

国指定後の利神城を今後どのようにするのかということで、このたび、利神城跡が国史跡指定となりました。今後、利神城跡国指定後、町として平福の町並みをどのように展開していくのか、青写真を描いていらっしゃるのか、お示してください。

議長（岡本安夫君）

町長、お願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

それでは、岡本議員、2 点目のご質問でございます国指定後の利神

城をどのようにするのか、町として平福の町並みをどのように展開していくのかというご質問に対しての答えをさせていただきます。

このたびの利神城跡の国指定は、国の重要な歴史資源として、しっかりと保存と活用を図り、新たな歴史を育む責任が、町に課せられたこととなります。

先の9月議会におきまして、金谷議員や千種議員のご質問にお答えをいたしました。町では、利神城跡の国指定を1つの機会と捉えて、町の歴史資源、文化資源を磨き、未来に伝承する佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトに取り組んでまいりたいと考えております。

このプロジェクトは、利神城跡、上月城跡、三日月藩の遺構など、多くの歴史資源を住民の皆さんと共有する遺産・資産として、「守る」「学ぶ」「活かす」「磨く」の4つのアプローチで、住民の皆さんと一緒に今後まちづくり、地域振興に活用する取り組みでございます。

このプロジェクトでは、とりわけ、国の指定史跡となった利神城跡と町内各地に点在する多くの資源との連携を強化することによって、地域住民の愛着と誇りが醸成され、従来に増して自主的なまちづくり活動が活発となり、これまで十分な活用ができていなかった町の文化財が観光振興の資源となり、新たな経済活動、雇用の場の創出が期待できるものと考えております。

町では今後、それぞれの事業を具現化するために、国・県の補助金、起債など有利な財源の確保を図りながら、町民の皆さん、関係団体に参画をいただき、個別事業の実施計画づくりに取り組んでいくことといたしております。

現在、利神城跡の山城地区は、石垣の一部が崩壊し、登山道も滑りやすく大変危険であるため、登山は制限をしております。

国指定に伴って、昨今の山城ブームの影響も相まって、利神城への関心がさらに高まることが予想されますが、このため、スピード感を持って利神城跡保存活用計画を策定をして、史跡保存と観光振興に資する活用の対策を具体化をしていきたいと考えております。

史跡保存の面では、既に石垣の崩壊が見られる箇所や崩壊しそうな石垣については、優先的な危険防止策、整備が必要となります。ただ、それには相当の時間と、また、お金もかかりますので、まずは、無断立ち入り者による遺構崩壊の恐れと危険性が高いことから、立ち入り制限の対策も急がれるものと想定をいたしております。

文化財としての保存対策と並行しての活用面では、地域の持続的な発展のため、平福の町並みと併せて観光面での魅力を高める方策が必要となります。

こうした取り組みの基本となる計画が、利神城跡保存活用計画でございますので、計画策定にかかる経費である策定委員会の開催費を、本定例会に補正予算案として計上させていただきます。

また、全体構想である佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクトにつきましても、国の地方創生推進交付金の認可を得ましたので、町内に点在する多くの歴史・文化資源の活用を図るため計画づくりにかかる経費を、利神城跡保存活用計画策定経費と併せて、本定例議会に補正予算案として計上させていただきます。

利神城跡の国史跡指定は、従来、保護に重点を置いていた文化財を観光振興とにぎわいづくりに積極的に活用する大きな一歩であると捉えておりますが、今後の保存と活用に向けた長い道のりのスタートラインに立ったところでございます。

地域の皆さんと行政とが知恵を出し合い協力して佐用町ならではの城跡と町並みの新たな「見せ方」、また、「魅力」を生み出してまいりたいとの思いを持っておりますので、皆様のご支援とご協力をお願いするものでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 町は、これ資料の調査の、これも一通り読ませていただきました。

その中で、慶長 5 年、1600 年に徳川家康が、池田輝政、関ヶ原に勝利して、播磨の国 52 万石を与えました。そして、その中の甥にあたる由之に利神城を築城させましたけれど、一国一城制度で、既に自分のほうから取り壊すということになりまして、長くは利神城としては、続かなかったわけでございますけれど、私たちも、先日、全議員研修がございまして、福井県の大野市へ行きまして、越前大野城を生かしたまちづくりについて、勉強をさせていただきました。

その中で、織田信長の武将の金森長近が、安土桃山時代、1575 年、そこにあります亀山というところに城を築城し、東に南北 6 筋、東西 6 筋の碁盤状の城下町を築いたのが、現在の町割りの起源となっております。そして、小京都とも言われておりました。

大野盆地になっておりましたので、町の至るところから周囲の山々から豊かな盆地に水が流れ出て名水が湧いておるということでございます。

面積 872.43 キロ平米。人口 3 万 4,202 人。世帯数 1 万 1,756 世帯。議員も 18 人いらっしゃって、平成 14 年から平成 27 年にかけてまして、6 億 8,000 万円をかけまして、住民参加による整備方針を策定しています。

改築、修繕にしても住民に諮られ、納得してもらい、町に合った新築やリフォーム、そして補助金もそれに応じてお金が出ています。

このように 13 年の歳月と住民合意のもとに、時間がかかろうと、住民の意見を聞き、まちづくりをしたことは、これからもやろうとしている平福の利神城と町並みの整備にも参考にさせていただきたいと、このように思います。

竹田城が雲海で天空の城ということで、全国的に有名になり、大野城におきましても、同じように観光客が増えだしたということが言われております。何事も一足飛びにはいかないと思います。資金にも、計画も勉強もしながら、私は、インターネットで全国に発信し、お城をつくりたいので寄附金やふるさと応援金をお願いしたいと、町長、今、おっしゃったように設立を考えておりますということでございますが、利神城と平福の町並み基金をつくり、そこへ全国から発信していただいた皆様に 3,000 円、5,000 円、1 万円でも応援として振込んでいただいて、それらを積み重ねることによって、また、将来、5 層、6 層とまで言わなくても、3 層ぐらいの高いところの下から眺めて、雲突城と言われるようなことを、将来的には考えていただきたいと思いますけれども、そこらへんについては、どのように、お城のことまでも含めて、今後、お考えになるのかどうか、お示してください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これから、利神城跡の整備活用計画というものを策定をするわけですが、これは文化財としての指定を受けております。

ですから、ただ、そうしたお城を新たに上に、現在の城をつくるというようなこと、そういうことを目的としていることではありませんし、なかなか文化財として、そういうことが、まず、国の指定として、認可としては認められないということがあろうかと思いま

す。

ただ、平福の場合は、当然、そうした利神城の跡と、下の御殿屋敷、そして、その後、でき上がってきた、形成されてきた町並み、宿場町平福としての町並み、こういうところが平福の町全体の形成をしてきて、現在にあるわけです。そうした景観につきましては、先ほど、大野市、10年ほどで6億円ほどかけてと言われましたけれども、そうしたところを参考には、それは、当然、全国のいろいろな面で参考にはしていかなきゃいけないと思いますけれども、逆に佐用町においてみましては、もう30何年前から、こうした取り組みをしてきたわけです。地域の皆さんと協力し、皆さんの合意のもとに、町並みのそうした整備について、保存についてもしてきた歴史があります。そういうものも当然、大事にしていかなきゃいけない。

それをまた、今度は、なかなか手がつけられなかった、この城跡、こういうものと、どう一体性を図っていくのかというようなこと、こういうことが、今後のこの計画の核になるのではないかなというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 平福は、因幡街道宿場町として、そういう町並みが、まだ、残っておりまして、そういう風景をインターネットで流すことによって、今でも、あちらこちらからマイクロバス等通じてお見えになっております。ですから、そういう町に合った、家のリフォーム、改築もしていただいて、それを保存するとともに、やはり将来においては、今、そこまで築城までは、まだ、ちょっと考えていращやらないようなんですけど、将来においては、やはりそこを、ある程度、1つシンボルとして佐用町のしていきたいというのが、町民の夢じゃないかとは思います。

ですから、何事も一足飛びにはできませんが、そういう委員会をつくって、そして、ひとつツイッターで皆さんに呼びかけることによって、竹田城の重要文化財の刀、高見國一君が金がなかった時でもツイッターによって、一躍300万円を超える、そういう金額が集まったと聞いておりますので、そういうようなことを気長く皆さんとやることによって、皆さんが、また、佐用から都会へ出て成功された方も、ああそれだったら応援してやろうという方も、中にはたくさんいращやるんじゃないかと思しますので、そこらへんについても、やっぱり佐用のこういう利神城、雲突城、そういうことで、復元も含めて考えていただきたい、このように思っております。

教育委員会としては、この町並み保存、例えば、武蔵が初決闘したところもありますし、自分の岡山のあそこの釜坂峠を越えて、お母さんにずっと会いに来たという、そういう1つの歴史もありますし、武蔵といえ、全国的に負けたことがない。すばらしい達人であり文人であったということも踏まえて、いろいろな、そういういいものが残っておりますので、今後、教育委員会としても、そこらへんの含めて、どのように思っていращやるか教えてください。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 非常に難しいというのか、質問の意図が、もう一つよくわからない

んです。私ね。

これまでも、平福については保存、地域の方と一緒に、今言われた、決闘であれ、何であれ、全部保存はしてきておりますし、今も観光客相手のボランティアの方も、ずっと対応してくださっていますのでね、ますます、そのあたりに観光客が増えれば、当然のことながら増えてくるだろうと思うし、活用はしていきだろうと思うんですよ。現状あるものを、さらに継続させていく、そういうことが一番大事ではないかなということは思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 将来、そういう最終、佐用の 1 つの目玉いうのですか、目印として、城も含めて、そういう長い年月かけてでも頑張っていたきたいと、このように思っています。

一般質問につきまして、以上といたします。

議長（岡本安夫君） 岡本義次君の発言は終わりました。
続いて、4 番、廣利一志君の発言を許可します。

〔4 番 廣利一志君 登壇〕

4 番（廣利一志君） 4 番議席、廣利でございます。

今日は、2 つの質問をさせていただきます。まず、この席より通学・通園バスの安全対策を問う。所定の席より手話言語条例の制定をということで、町長の見解を問うてまいります。

まず、通学・通園バスの安全対策を問う。利神小学校の通学バスの脱輪事故について、認識と今後の対策について問うてまいります。また、保育園での園外保育の際の安全対策についても町長の見解をお聞かせください。

今回の利神小学校のケースは朝の時間の迎えに行く途中の事故で、小学生たちは幸いにも乗っていませんでした。バス会社、運転手の皆さん、さらにはバス運転手経験者の皆さんにお聞きしたところ、重大事故であるとおっしゃっています。

利神小学校から、庵経由、桑野・海内への路線は確かに狭く、対向車があれば、場所によってはどちらかの車が待機して譲らなければいけないところもあります。

①点目、今回の事故についての認識と原因について見解を求めます。

②点目、委託者、町・教育委員会。受託者、バス運行会社。それぞれに安全管理者がいると思いますが、それぞれの役割、連携はどうなっていますか。

③点目、再発防止策について、どんな対応をとられたのでしょうか。

④点目、保育園での園外保育に際して、受託者、バス運行会社ではなく、保育士がなれないワゴン車を運転することがあるとのことですが、受託者が必ず運転するようにすべきだが、町長の見解をお聞きします。

この席からの質問を以上とします。

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。それでは、廣利議員からの最初のご質問でございます、通学・通園バスの安全対策を問うについてお答えいたします。

まず、初めに、事故の概要について改めてご説明いたします。

去る4月26日、水曜日、午前7時45分ごろ、佐用町桑野地内において、利神小学校海内線スクールバスの運転を委託しております株式会社ホープの運転手が、対向車がカーブを膨らんで走行してきたため、避けようとしてハンドルを左に切ったところ誤って道路から脱輪いたしました。幸い児童は同乗しておりませんでした。

同運転手は、直ちに、脱輪した旨を利神小学校及び株式会社ホープへ携帯電話で報告しました。

ホープがレッカー車を手配、午前9時15分ごろから引き揚げ作業を開始し、午前10時20分頃に作業は終了しております。

一方、児童のほうにつきましては、連絡を受けた利神小学校は、教頭が、また、株式会社ホープへの連絡につきましては、委託をしておりました佐用中学校のスクールバス、この2台で対象児童である6名を迎えに行っております。

教育委員会事務局へは、午前8時10分ごろ、株式会社ホープのほうから、また、利神小学の校長から同時刻に電話連絡を受け、直ちに、職員が現地に向かい現状の確認と今後の対応策について協議いたしました。

以上が事故の概要でございます。

ご質問の1点目の今回の事故についての認識と原因について見解を求めるについてでございますが、教育委員会としましては、事故現場を確認した後、ホープと事故の状況等を聴き取り調査しました結果、本事故につきましては、対向車を避けようとした運転手のハンドル操作ミスが重要な原因である。このように判断いたしております。

なお、事故があった後、小学の校長のほうから、「2年前にも一度、保護者から当該運転手の運転が粗いのではないかという意見があった。その後、学校側は定期的にバスに便乗し、安全性を確認した結果、運転等に問題はなかった」というような報告を受けました。その報告と今回の事故を受け、ホープに対し、運転員の改善と事故防止の検討策を文書で早急に提出するよう指示いたしました。詳細は、後ほど説明いたします。

②点目の、委託者、受託者、それぞれに安全運転管理者がいると思うがそれぞれの役割、連携はどのようになっているのかというご質問でございますが、ご承知のとおり一定以上の車両を管理する部署には安全運転管理者の設置を法律で義務づけております。委託者のホープにおいては、安全管理委員会を組織し、複数の管理者を設置しております。自動車運行業務を営む専門業者でありますので、車両の安全管理、運転員の安全教育、安全運転技能の向上など、受託者の義務。専門業者としてのノウハウでスクールバスの安全な運行に必要な責務を自社管理責任で担っておりますことは当然のことであります。

なお、運転員の健康管理についても配慮し、健康診断も年2回受診させており、当該運転手についても特に問題はなかったという旨の報告も受けております。

また、教育委員会においては、教育課長を安全運転管理者に指定し、毎年、兵庫県公安委員会が管轄する講習会を受講しており、安全運転に係る関係法規、運転に係る知識の向上に努めております。当然のことながら、ホープとは常に連携を取り、スクールバスの安全な運行に心がけております。

③点目の再発防止策について、どんな対策をとったのかということについて、お答えいたします。

ホープと締結しております自家用自動車管理運転契約において、第2条第1項第8号、

事故処理に関する事項で、スクールバス事故の処理については、管理請負業務の1つとして明記しております。

また、第15条で、事故等が生じた場合乙は速やかにその旨を甲に報告し甲乙協議のうで事故処理を行う、このように定めております。

事故の連絡を受けた教育委員会では、私以下管理職員及び担当職員で本件の対応について即座に協議いたしました。すぐさま株式会社ホープに連絡を取り、同日、午後、管理職を含めたホープの社員を来庁させ、状況説明を求めた後、翌日以降の対応について検討いたしました。そして先ほど申し上げましたように、運転員の改善と事故防止の検討案を文書で早急に提出するよう指示いたしました。

なお、事故を起こした路線の運転手については、ホープの判断によって、事故当日の午後から別の運転手に交代させております。そして、事故2日後の4月28日、ホープから事故状況報告と今後のスクールバス運転に係る改善報告を提出させております。

また、同契約第17条第1項で、乙は管理請負業務の実施中に、乙の責めに帰すべき理由により、甲または第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を追うと規定されております。脱輪したマイクロバスの点検・整備、点検期間中の代行車両の運行など、同規程に基づき対応させております。なお、脱輪した農地の地権者の方にも、ホープと教育委員会職員とで訪問し、状況説明と謝罪を速やかに行っております。

今後の具体的な取り組みでございしますが、まず、非常時の連絡体制を明確にした連絡体系表を再度整備し直し、委託業者、学校及び町教育委員会との初動体制を再度確認し、緊急時の速やかな連絡体制を強化いたしました。

また、ホープからの改善報告については、運転員への運転適性診断の受講の再確認とともに、安全運転と事故防止に係る講習会を年3回以上受講させ、一層の知識・技能の向上を図ることを確約させております。

なお、スクールバスを運転する町採用の非常勤職員の運転手についても、平成30年度から町において予算化し、運転適性診断及び委託業者が実施する講習会を受講するよう予定しております。

さらに、スクールバスにおきましては、ドライブレコーダー、バックモニターを随時整備しており、運転時の状況確認の向上を進めております。

なお、④点目につきましては、町長のほうに答弁を変わります。

議長（岡本安夫君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、保育園での園外保育に関しての園児バスの運行についてのご質問については、私のほかからお答えをさせていただきます。

町内の保育園では、通園距離が遠方である地域の園児を対象に通園バスを運行をいたしております。

運行は、道路運送法による事業許可を得た運送会社と運行委託業務契約を締結した業者の運転手による運行の場合と、町非常勤職員である運転員が運行する場合があります。保育園によって運行形態が異なっております。

現在、運行委託をしている保育園は、利神保育園、上月保育園、南光保育園の3園でございします。佐用保育園と三河保育園は、それぞれ小学校のスクールバスに園児を同乗をさせております。

また、三日月保育園では、町非常勤職員が通園バスを運転をしております。

通園バス運行業務契約の締結の際には、まず、仕様書において「送迎時間以外に園行事等による運行業務も含む」と契約条件を示して見積入札を行い、契約書にも「必要があると認めた時は、園行事等の都合により、委託業務を行わせることができるものとする。」という旨を記載しておりますので、これまでも、園外行事等がある場合は園長と委託業者が事前に調整をしながら運行をしていただいております。

ただし、園外保育行事の場所が保育園から近い場合や園外での活動が短時間である場合など、保育園において職員が運転をしたほうが合理的であると判断した場合には、保育士などが通園バスや町公用車を利用して運転するケースもございます。

なお、この場合においても、当然のことながら、園児の安全と事故防止のため、運転は主に園長や主任保育士などの運転になれている保育士が行うものとし、もう1人保育士が添乗をして走行中の園児の安全を確保するように努めております。

上月保育園、南光保育園、三日月保育園の園児18人乗りの通園バスについては、中型免許や大型免許が必要でありますので、普通免許証では運転ができないため、現在、保育士が運転するようなことはございません。

以上、園の通園バスの状況について、ご説明を申し上げ、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 幸い、今回は、先ほども触れましたように、迎えに行く途中で、小学生が乗っていなかったということで、けがそのものはなかったんですけれども、今回、起きてしまった事故ではありますけれども、じゃあ、どういうふうに教訓化するかというところ、もう少し詳しく、そのあたりを見解をお聞かせいただきたいな。

私もできるだけたくさんの方に、地域の方にお聞きをしました。保護者の方、PTA役員の方、自治会の役員の皆さん、当然、学校長、教頭にもお聞きをしました。

それで、今、教育長のお話で、皆さんが、今後、安心を持って小学生たちを乗せられるのかなというところについては、若干、まだ不安を感じます。

時系列で事故の当日から運転手の交代まで、今、教育長が一部ご説明をいただきましたけれども、4月26日に事故がありました。

同日、4月26日に、ホープ、教育委員会が学校に出向くと。

4月28日に改善報告書を受領をしたと。

その後、5月16日に運転手は交代しております。

実は、その前があります。

4月24日があります。実は、この時は、小学生たちは乗っておりました。2つの路線、同一の運転手が金近―長谷路線、庵―奥海路線、蛇行運転をして怖かったというふうな経緯がありました。その事実、ご承知されてますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） お答えいたします。

今、廣利議員がおっしゃられた4月24日の件につきましては、この事故、26日の事故

以降に学校のほうから聞いております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 安全管理者の問題が、ここで問われてまいります。

教育長も触れられましたけれども、事故の報告。あるいは日報の確認というのが、委託契約書にも明記されておりますけれども、それは、どういうふうになっていたんでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今のご指摘ですが、当然、委託業務をしておりますので、委託先のホープのほうでは、毎日、運行日誌をつけております。運行日誌につきましては、毎月。委託金につきましては、月払いをしておりますので、毎月、日報についても提出をいただいております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） いや、その毎月では、それは当然、わかりません。

それ日報ですから、基本日報ですから、結局、毎日のはずなんです。

だから、24 日の事故前日の蛇行運転、これは小学生たちが乗っていたわけです。学校は、危険を感じて、教職員を、その午後以降、乗せたわけですね。その事実をご存じですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほど申しましたように、この事故の後、同時に、そのことを学校のほうから教育委員会のほうに報告がありました。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 安全管理者は、何のためにいるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 答弁の中で、教育長がご答弁申し上げましたように、安全管理につきましては、当然、プロであるホープの中で安全運転管理委員会ございますので、そちらのほうで、きちっと指導をされておるといふふうに判断をしております。

それから、もう1点、この請負契約の中の第3条の第4項で、いわゆる甲、町は乙、ホープの運転サービス士に対して、直接、業務の指揮命令を行うことはできないという規定がございますので、基本的にはホープの安全運転管理者のほうで、きちっと適正に指導をされているというふうに、我々は判断しております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） いや、そうではありますけれども、やっぱり、この委託契約、町が委託者であり、実際は、教育委員会が管理者がいて委託者。それで、受託者が、運行会社ホープ、この場合はホープですけれども、そしたら、その契約書15条、これ日報の件が明記されています。それは、当然、その教育委員会の安全管理者のほうに送付と。毎月送付では、日報ですから、後から聞いたという話では、これは、安全管理上は対応できないのではないですか。いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） そういう契約内容についての、この運転管理日報だけではないので、いろいろな業務日報というのがございます。

それを、毎日、日報を管理者のほうに全部、その日報を出していくというような、今のいろんな事業を行う場合に、これが当然だというふうに廣利議員言われるのでしたら、なかなか、それは現実できないのじゃないかと思います。

やっぱり当然、あの日報というものはつけます。それを、1カ月なら1カ月、きちっとまとめて、今回、ホープなんかの場合は、当然、委託料というのを支払うわけです。それを委託者である町のほうに日報が提出されて、そして、それを確認した上で支払いをするという、この形態ですよ。

これがやっぱり社会通念上の話ではないかと思うのですけれども。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 確かに町長言われるように、日報を毎日確認というのは、現実的に難しいところがあるかもわかりませんが、だけど、例えば、今回のケースは、そんなに見過ごしていいケースではないというふうに思います。

両路線とも危険に感じた。保護者の方も、そういうふうに子供から聞いていると。慌てて、学校は対策を打ったわけです。

それは、そしたら、逆に言うたら、連絡体制が、教育長言われているように、さらに強化するということですけど、整備されていなかったということですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） それではなくって、時系列でもう一度申し上げます。

24 日の日の朝の話だと、このように伺っておるんですけども、それを子供たちから聞いた後、24 日の午後便から 25 日にかけて学校側の校長及び教頭、また、集落担任、そのあたりがバスに乗車して、その運行状況を確認したわけなんです。

学校としたら、当然、何かがあった場合、子供たちからの訴えがあった場合は、それをもとにして現場を確認します。状況を確認します。子供が、こんなこと言いましたと言って、すぐにポンと教育委員会へ報告したりはしません。確認した上で、そして、ああ、こういう状況だったんだな。こうこうで、こうだったんだなということを、翌 26 日に報告をしようと思った、その 26 日の朝、この脱輪事故が起こったと。こういうように、学校のほうからは聞いております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） その蛇行運転そのものについては、そんなにたびたびあつては困るし、危険を感じたわけですから、それは、連絡体制が、きちっと 26 日ではなくて、当日にされていたら、もっと違ったのかなと。

あるいは、教育長言われましたように、2 年前に荒っぽい運転があったと。私も昨年度、そういうことがあったということを聞いておりますけれども、そのことについても、その対策ということが、とられたのかなと。

だから、安全管理者の、結局、町長言われるように、毎日は、現実的に難しいです。毎日は難しいですけれども、しかし、連絡体制の強化と言われるのは、実は、そのことが問われているのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。再度。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） こうした事故が起きた後、結果的にそうしたことが、過去にも確認がされたと。

ただ、教育委員会としても、学校現場としても校長なりが見て、同乗もしたということですけども、まず、それをさかのぼって、契約に基づいて、これを考えた時に、先ほど教育課長が申しましたように、こうした運行については、やはり安全管理ということは、非常に当然、一番の大事なところなんです。そのために、こうしたホープという会社、運行会社に委託をするという、こういう形で、まず、運行をしているというのは、その安全管理を、専門業者として、きちっと管理をしていただくことが、これが、そうした専門業者に求める、一番私たちが期待しておる、要求しているところであらうかと思います。

以前は、ほとんどの学校、昔は、そんなにスクールバスは少なかったですけども、でも、やっぱり遠方においては、スクールバスのところ、佐用中学校においても、奥海とか

海内とか、そういうところはスクールバス運行していました。

でも、その運行、バスの運行については、ほとんどが、地元の方に個人的に委託をして運行してきた時代が長く続いたわけです。

ただ、そういうことでは、やはり安全がなかなか担保できないということがあって、こうした委託会社に、運行会社に、委託をするという形態をとっております。

そして、この委託会社の契約の中でも、当然、先ほど、問題になっております事故が起きる、その前にそうした運転についての問題点があった、このことについては、ホープ、運行会社に対してが、まず、対応をしなきゃいけない責任があるわけですね。ですから、その教育委員会としても、当然そのことを、また、運行会社のほうから報告を受けて、契約内容についての見直しをするんだったらするするという、また、責任が出てくるんですけれども、まずは、ホープの会社の中にも運行管理委員会があって、管理者がいて、その方が、例えば、今、24日にそういうことがあった、去年に、その前の年にそういうものがあったというのだったら、そのことに対しての対応を、運行会社が、まずする責任は、これが生じているわけです。そのことが、十分になされたかどうかというの、このことが、まず、問題にすべきことではないかと思います。

その中で、報告があった中で、教育委員会としての運行管理責任者が、それに対しての判断をしていくという、こういう順番になるのではないかというふうに、私は思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 事後に、24日に、そういうことがあったということをお聞きに、教育長なったということなんですけれども、そうすると、この4月24日の蛇行運転と事故は関連性はあるのですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 24日の分と26日は全く関係がないと、このように私は、確信しております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利委員。

4 番（廣利一志君） 確信されても、何の保証というか、何の事実があって、そんな確信持てるんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） あくまでも26日については、対向車との接触を防ぐために左にハ

ンドルを切った、それによる脱輪。これと、24 日について、これまで聞いた子供たちの感想等を鑑みると、これは関係ないなというように、私のほうは思いましたので、そういうように申し上げました。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 実は、これをまた、ここで取り上げるべきかどうかと思うんですけども、体調のところについては、周囲の方に体調が悪いということをおっしゃっていたということを複数の方、聞いております。

だから、そうすると、事後ではありますけれども、やはりそれは、保護者の方は不安だと。地域の方も、そうおっしゃっています。

だから、今のような回答だと、やっぱりそれは、原因追究というところについて、きちんとされたのかなという感じがするんですけど、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 原因追究と言われるのは、26 日の分なのでしょうか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 24 日も、それから 26 日も、それから 24 日と 26 日は、関連があるのか、ないのかと。

だから、先ほど言いましたように、体調が悪いということをおっしゃっていたということについては、その事実はご存じないかもわかりませんが、事後の報告を含めて、今、どういうふうにお感じになっておられますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 24 日の件につきましては、あまりここで言いたくはないんですけども、子供たちの乗車についての、ちょっとマナー的なものがありますので、その部分で、ちょっと、子供たちをということ、後で聞いております。

言葉、どない言うんですか、ちょっとごまかして申し訳ないんですけども、あまりそこを言うと、いろんな問題がありますので、それについては、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

ですから、その分と 26 日については、何度も申しておりますように、対向車がかなりのスピードで飛んできたと、突っ込んで来たので、左にハンドルを取って、運転のほう、バスのほうに車がぶち当たらないように逃げたと、それは、本人のほうから、運転手さん

のほうから聞いておりますので、信用するしかない。それによって、左側が脱輪して田んぼのほうに入ったということです。それと、子供たちの乗っていた時のどうのこうのというのは関係がないと、このように私は申し上げているだけでございます。

なお、健康状態については、その時には聞いておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） これは再度やっぱり、地域の方、保護者の方、PTAの方、何より子供たちが安心がいくように、今、教育長おっしゃったようなことだったかもわかりません。

しかし、それを蛇行運転で解決するというのは、ちょっと、筋違いではあります。

それで、さらに体調のことについては、周囲の方もそんなふう聞いておられたということであれば、やっぱりそれは、24日の蛇行運転、それから26日の事故については、体調が関連していたのかなということも、それは、やっぱり当然、考えないといけないということだと思うんですけども、その点は、再度いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 24日の件につきましても学校のほうは、確認をしておるというように聞いておりますので、その際、養護教諭のほうも、担当のほうも運転手さんに大丈夫ですか。健康の状態はどうですかというように確認したところ、特に、いや大丈夫ですよ。問題ありませんよというように、体調についての返答もいただいておりますので、このように聞いておりますので、そこについては問題ないというように捉えるしか、私は、方法ないと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 少し補足させていただきます。

まずは、プロの運行会社のホープに町は委託しています。当然、答弁の中でも申し上げましたように、ホープとしては、安全管理委員会を、きちっと設置され、健康診断も2度され、ましてドライバーの方はプロの運転手でございます。そうした中で、運転に関してはお願ひしていますし、当然、毎日、毎日、運転されていますので、これ個人、個人、誰でもそうなのですが、日によっては風邪気味の時があったり、そういうことは、これはあるはずです。

ですから、今、廣利議員がおっしゃった因果関係というのは、確認、どうやって証明すべきか。因果関係というのは、やはり証明できないというように思っています。

それから、そうしたものの全て、これはホープの安全運転管理委員会のほうで、きちっとやられていますので、ここまで町の安全運転管理者が影響を、配慮を及ぼせないというふうに、我々は思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） だから、平たく言えば、ホープに任しているから、町は事後報告でも仕方ないということですが、事実は事ですからね、安全のことが問われているわけですから、その姿勢は、やっぱり変えないといけないというふうに思います。

それで、要するに安全管理者の連携は、例えば、こんな場合は、こんな場合というのは重大事故だと、私は思いますけれども、日々なのか、あるいは月に 1 回なのか、どういうコミュニケーション、連携をされているのかわかりませんが、それはホープさんと教育委員会の管理者との連携というのは、どういう形でされているんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） まずは、先ほどのご質問の答弁で、我々関係ないというようには申し上げておりません。これはご理解いただきたい。

それから、連絡に関しては、当然、何か今おっしゃったような通常のスクールバスの運行の中で、やはり運行日誌、それから実際運転手の申し出、それから管理者の中でホープさんのほうで、何かあれば、これすぐさま、まず運転手のほうから連絡を、きちっと、やはり入れていただくということを、再確認をしております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） その答弁で聞いていると、ホープさんに任せているという形で、事後で専門的なこと含めて、ホープさんに任せていると。

しかし、要するに事が起きているわけですから、起こったわけですから、その時の対応のことが、やっぱり問われているわけですし、再発防止というところからすると、結局、安全管理者の問題というのが問われているというふうに思うんですが、そこは、地域の方たちが、今の答弁で納得されるかなというふうなところが、ちょっと、私は不安に思います。

それで、重大事故かどうかという認識ですが、これについては、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 仰せのとおりスクールバスの事故というのは、重大事故だと。乗ってようが乗っていまいが重大事故だと、このように考えております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） これバス会社等に確認をしますと、場所は北向いて海内方面へ行く道路で狭いところ。北向いて行きますので、右側が山が迫っております。

それで、左側が田んぼでのり面というのか。それで、30 センチ以上落ちたら重大事故だという認識らしいんですけども、これ報告では何センチというふうにお聞きになりました。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほど、質問ありました 30 センチという話なんですけど、私どものほうは、その高さですか、それについては把握しておりませんし、報告を受けておりません。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 事故は、いろんなケースがあると思います。例えば、駐車場の中でケースもあるでしょうね。

今、言われているのは重大事故と、その認識があるかないかということなんです。今回の場合は、50 センチだというふうに聞いています。だから重大事故だと。その報告大事なことが入っていないんですか。

いや、そしたらいいです。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 先ほど申しましたとおり高さにつきましたの報告は入っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） わかりました。

そしたら、重大事故だと、事故が全て重大事故という、そういう捉え方も大事ではありますがけれども、いわゆる重大事故というのは、今回のようなケース、人身事故も含めてですけれども、重大事故と。その場合は、どんなふうに、今度、対応していくかと。起こらないように、どうしていくかということが、実は問われているというふうに思いますので、改めて、この件につきましては、体調の面も、あるいは重大事故であるということの点も

含めて、これはやっぱり、しっかりと把握をしていただき、また、説明もいただきたいなというふうに思いますけども、いかがでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） あと、報告ということで、教育委員会に求められておりますけれども、先ほど、私は、教育長から、それぞれの経過なり状況、その後の対応、それぞれ教育長が説明をしております。

今回の事故についても、1つは、そうした安全管理を幾らやってもやむを得ない事故というのは、当然、このスクールバスで運行している以上、これは徒歩で通学していても、そういう危険もあります。相手があります。

特に海内線、ほかのところもそうですけれども、完全に二車線にできているわけではございません。特に、海内線の奥のほうは、改良をずっとしてきましたけれども、まだまだ、普通車でもすれ違えないところが、かなりあります。その中で、私なんかも、あそこを、いろいろと集落へ出かけたり、いろんな施設へ行事で出かけたりしますけれども、かなり運転手によって対向車のほうがスピードを出して走られる方もいらっしゃいます。これこそ、お互いに安全運転ではない。非常に危険。私から見れば、危険運転をされる方おられます。

そういう中で、運行をしなければならないという現実があります。ですから、運転手の方の体調とか、当然、安全運行についての講習もきちっと受けながら、その講習の中にも自分の体調が悪ければ、それは完全にすぐに、ホープの会社のほうに申し出て、運転をしないとか、そういうことも当然、講習も受け義務づけられていると思います。

そうした形で、注意を、安全について、最大限の努力をしても、そうした対向車が、カーブがかなりきついところですよ。そここのところに対向車があれば、それを避けるということ。このことは、これはやっぱり、逆に必要なことであります。

ですから、それが、当然、重大事故だというふうに、教育長も、今、確かに、そうした通学、通園バスというのは、ほかの車両以上に安全に注意して、安全な運行をしなければならないという、そういう思いで、それぞれが運行していただいていると思いますし、スクールバス、受託をいただいておりますホープにおいても、そういう形での契約内容も、きちっと明示した上で、受託をして運行をしてくれているわけですけども、しかし、それに対しての対策というのは、先ほど、答弁されていたように、あと運転手の交代もされております。

ただ、交代された運転手が、どれだけの技能があって、誰が、絶対にこの人で安全だと言っても100パーセントの安全が保障されているというのは、これは、この今の自動車社会の中で、交通事故については、なかなか、そこまでは言えない部分があると思います。最大限のことはされているという中で、安全に今後も、そういうことで、さらに気をつけて運転をしていた。地域の方も、皆さんも朝、こういう時間帯に、やっぱりああいう道を走行する場合に、全ての方が、やっぱり安全な運転をしていただくということ。そういう取り組みもお互いにしていかないと、100パーセントの事故は防げないというふうに思うわけです。

ですから、それを、さらに報告をなさいと言われるというのは、今の私は、これだけの答弁をしている中で、じゃあ何が足りないのか。どこが、その報告しなければならない内容が漏れているのか。そのことを、廣利議員のほうから、教育委員会のほうに提起して

いただきたいなというふうに思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 再度になりますけれども、重大事故だというところの認識については、これは、やっぱりもう一度、検証もしていただきたいなというところと、その健診の因果関係については、これは、要するに証明というのが難しいかもわかりませんが、しかし、それは、安全管理者としては、やっぱり必要なことだというふうに思います。

事後であっても、それは、同じことを起こさないということのためには必要かなというふうに思います。

それで、もうちょっと具体的に聞きますけれども、今、ドライバー不足ということが問われていまして、結局、実際、例えば、70 歳以上の方もおられるとか、実は、私も、それは意外だったんですけれども、バス運転手の経験者だというふうに思っていたんですけれども、バスを運行されたことがない人もいます。要するにトラックの運転手の方なんです。

そうすると、バスの運転手、経験者の方は、どんなふうに言われるかという、やっぱりお客様を乗せているという感覚がないんだというふうにおっしゃっていました。

これは、なかなか、そのドライバー不足の中では難しい問題ではありますけれども、例えば、70 歳以上の方、いろいろと、やっぱり今、新聞テレビをにぎわしている問題、たくさんあります。だから、そうすると、その問題とか、それから、バス運転手を経験していない。そのあたりは、把握というのはいかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 廣利議員の 70 歳以上というのが、一応、うちとしては 70 歳までの形で全て交わさせていただいておりますので、70 歳以上の方が、今現在、佐用町内の小中学校の運転手をされていると把握しておりませんが、どの部分だったのか、教えていただけたら確認いたします。

それから、バスの運転手でない方が…元ですね。免許は、当然、大型二種持っておられますので、トラックの運転をされていたということは聞いております。確認しております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 70 歳以上、それは実際に、今、されている方にも伺いましたら、若干、そのところは、ちょっと緩くなっているという話もお聞きました。現実におられるという話は来ておりませんが、いやまあ、だから、もし、おられたら把握がどうかというところが 1 つあります。

それから、比率的には、やっぱりバス運転手経験していない。トラックだけという方も、やっぱり何人かおられるようです。

ですから、そこは、逆に、当然、受託者のほうで安全管理というところは徹底するんですけれども、しかし、その事実をつかみながら、やっぱり教育委員会と受託者の連携というのは、そこも、やっぱり当然、今後は問われてくるというふうに思います。

教育長が、先ほど言われましたドライブレコーダーですけれども、これは、今、整備というのは、何台整備されていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 今日現在については、ちょっと把握しておりませんが、今のところ、ほとんど発注済みということで、大半のがついておるんですけれども、私、確認しているのは1台だけは、まだ、ついていないなというのを、先週確認はしました。もう、ほぼつけております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） ぜひそれは、検証のこともありますし、それから運転手自身に対する現場での安全の徹底というか、そのことでも必要だというふうに思いますので、あと1台、ついていないようだったら、これはやっぱり早急な設置、整備をぜひお願いしたいというふうに思います。

保育園での園外保育に際して、バス会社ではなくって、保育士が運転するという問題ですけれども、契約上は、町長も言われましたように、私も確認して、受託者であるプロの運転手が運転できるということなんですけれども、町長言われたように、近い場合、合理的な場合という場合は、園長ないし、主任保育士が運転することですけれども、これは、やっぱりそこは、そんなに園外保育って、私も確認しましたら1カ月に1回ぐらいと。で、行事も決まっておりますので、プロの運転手に原則させるという形はできないものでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） ご質問の委託先の運転手さんに運転をしていただくという件なんですが、答弁の中にもありましたように、園の行事の内容等に近場であるとか、そういう園長の判断により、合理的に行われる場合は、運転手、特に町の公用車でございますので、保育士がしてはだめという決まりはございませんので、その判断に基づいて両方、委託の運転手をお願いする場合もございますし、保育士が公用車を運転する場合、これは両方ありますので、それは園長のほうの判断に任せております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） ですからね、そこを原則、プロの運転手にするという形に言い切ったほうがいいんじゃないですか。1 カ月に1 回のことでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 園のほうは、いろんな行事なんかも、いろいろと園で自主的に決めてやっています。

その中で、1 カ月に1 回なのか。緊急に入るのか、それは、1 カ月に1 回もないのかわかりませんが、特に、こうした先ほど申しましたように、大きなマイクロバスのような保育園バスもあります。当然、そういうバスは、運転はできません。

先ほど、その時に合理的にというのは、近場の場合で、ワゴン車ですね。小さなワゴン車、通常職員も運転している。それが、保育園の職員として、園行事のために使うということ、このことについては、そこまで厳密に禁止するとか、そういうことまでする必要性は、私はないのではないかなと思います。

当然、なれていないものとか、臨時職員にはさせていないというふうに聞いておりますし、職員、園長、それから主任保育士、そういう方が、それに園の行事に合わせて、ある程度自由性を持たせて運営を行うということ、このことが、園の行事をスムーズに行う1 つの方法ではないかなというように思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 結局、それが合理的な判断なのか、要するに優先すべきは、やっぱり安全ではないかなというふうに思うんです。

それで、これは要するに保育士に限りませんが、町職員も公用車に乗るわけですから、大きな車にも乗ると、なれない車にも乗ることがあり得るわけですが、しかし、今回の場合は、契約書結んでいるわけですから、これは、予定が大体立つわけですから、だから、そこは小さな身長で軽しか乗ってなくて、ワゴン車に乗りにくい、なれないと。

それで、園長の判断に任せるということと言われますけれども、そこは、やっぱり原則、プロの契約者、運転手という形を言い切ったほうが安全ということからは、保護者の方も一番納得されるのではないですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 安全という面で、それは第一番に考えなければならないと、当然、そのことを、私も思います。

ただ、先ほどのスクールバスの運転でも、これはプロと言われる人の運転です。

ただ、プロと、じゃあプロじゃないものとの違いですね。じゃあ、プロであれば、完全

に 100 パーセント安全かと言ったら、絶対、今の時代そうではない。

園の保育士が自分たちの園児のために園長として、主任保育士として最大限の安全に努めながら、安全運転をします。このことによって、安全も確保できるというふうには思います。

ですから、そこは、契約をしているんだからという契約上の中ではできますけども、プロと言われる方と、じゃあ、素人だから安全じゃないかじゃなくて、逆に園長のほうが責任を持って運転したほうが保護者の方も理解をされると、安心をされるという面も一方ではあるかなというふうにも思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4 番（廣利一志君） 多分、園長さんも判断迷われるというふうに思います。それは、原則プロのドライバーにというところが、結局、安全のことについては、最初の問題では、プロのドライバーが事故を起こしているわけですから、町長言われるように、プロのドライバーだって事故を起こす。当然、そうなんですけれども、やっぱり、相対的な問題が、ここは問われているわけで、どうすれば安全が確保できるかというところを、実は、優先して考えるべきだというふうに思います。

ぜひ、そのあたりを、検討をお願いしたいなというふうに思います。答弁、よろしいです。

2 点目、手話言語条例の制定を。昨年 12 月の一般質問で、手話言語条例について取り上げさせていただきました。

近隣の市町においても、宋栗市に続き、たつの市においても条例の制定が決まりました。総合福祉計画の見直しの時期に当たって、聴覚障がい者の皆さんの声をどう反映させていくか、皆さんの声を聞くために検討の会議などに参加して聞く形を考えてはいかがでしょうか、町長の見解をお聞かせください。

①点目として、町内の手話サークルへの支援策をお考えでしょうか。

②点目、小学校、中学校での福祉授業の現状と視聴覚障がいについて授業のポイント。どんなところにあるでしょうか
よろしくをお願いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、廣利議員の 2 点目のご質問でございます手話言語条例の制定をとということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の町内の手話サークルへの支援策は考えているかということについてでございますが、現在、町内には 2 つの手話サークルがございます。これらの団体は、佐用町社会福祉協議会に登録をされている手話のボランティアサークルで、聴覚障害などの要援護者を対象に、手話通訳、小・中学生への手話教室などのボランティア活動をしていただいております。

この活動に対して、社会福祉協議会からボランティアセンター登録グループへの助成金として助成金交付事業実施要綱に基づき、活動日数に応じた助成金が交付されております。

助成金の限度額は、年間活動日数が4日から6日の場合は1万円以下、7日から9日の場合は2万円以下、年間10日以上の場合は3万円以下というふうになっております。

また、聴覚障害者の方が教養を高め、日常生活を豊かにする学びの機会となる、くすのき学級を生涯学習課が開催をいたしております。今年度の受講者は、学級生6名、介助者11名が登録をされており、この中には、先ほど申しました社会福祉協議会登録の手話ボランティアサークルに参加をしている方もおられます。今年度の活動内容といたしましては、パソコンを使用した写真加工やカレンダー制作などの体験や、全国高校生手話パフォーマンス甲子園大会を視察するなど、学びと交流を通して手話の大切さを確認をされております。

このように、ボランティアや生涯学習といった形で、参加者は少ないながら、難聴者に対する援助や手話の普及啓発活動などを続けておられますので、これらの活動が持続できるように、今後とも支援を続けていきたいと考えております。

佐用町における聴覚障害者に対する施策といたしましては、意思疎通支援事業として手話通訳者、要約筆記者の派遣事業などを行っており、病院の受診や町の講演会等の行事など、日常生活に必要と認められる場合には手話通訳者等を派遣をいたしております。

その他、聴覚障害者に対する補装具や日常生活用具の給付、軽・中難聴児への補聴器購入への助成事業、耳や言葉が不自由な方とのコミュニケーションのために町の窓口に磁気ループ受信機や筆談ボードを設置して、難聴の方がスムーズに意思疎通を図ることができるような配慮を行っております。

次に②点目の小・中学校での福祉授業の現状と視聴覚障害についての授業のポイントについてのご質問にお答えをさせていただきます。

福祉について学ぶことは、人権教育を推進する上で非常に重要な課題と位置づけており、各校において福祉教育推進計画を作成し、総合的な学習の時間・道徳・各教科・特別活動において計画的・継続的な学習を実践をしております。

総合的な学習の時間では、社会福祉協議会と連携し、小学校においては、手話体験・点字体験・車いす体験。中学校においては、手話体験・車いす体験・アイマスク体験・高齢者疑似体験等を実施するとともに、全ての学校で近隣の福祉施設を訪問して、交流や清掃等のボランティア活動を行っております。

各教科や道徳の時間においても、福祉に関する授業をカリキュラムに位置づけ、「思いやりの心」や「他者への共感」等を授業の主題にして、年間を通して計画的に行っております。

特別活動においては、中学校で生徒会が中心となり、赤い羽根共同募金等の募金活動やベルマーク、ペットボトルのふた等の収集活動に取り組んでおります。

次に、視聴覚障害に関する授業についてでございますが、小学校においては、4年生の国語で点字を取り上げた単元があり、全ての小学校で学習するとともに、そこから学習を発展させ、先ほど述べましたように、手話体験・点字体験等の体験活動に発展をさせております。

中学校におきましても、社会福祉協議会を通して講師を招いて、手話体験やアイマスク体験を実施しているとともに、文化祭での発表に手話を取り入れる等の活動も行っております。

佐用町には、11月現在、聴覚障害者の方が86人おられ、そのうち70歳以上の方が68人と高齢者の割合が多く、一方で先ほど申しましたようにサークル活動の中で手話を勉強している方は何名かいらっしゃいますが、会話を翻訳するという手話通訳までできる方や登録手話通訳者は、残念ながら現在佐用町にはおられません。そのため、派遣事業については、西播磨福祉地区身体障害者連合会に委託をして実施をさせていただいております。

聴覚障害の方から派遣依頼があった場合には、姫路市、たつの市、太子町などから来ていただいているのが現状であり、佐用町ではこの派遣事業を利用されている方は、今、1名となっております。

平成 29 年 4 月までの兵庫県の手話言語条例の制定状況は、16 市 1 町で制定済みであり、西播磨地域でも宍粟市が平成 28 年に、姫路市が平成 29 年に制定をされております。また、たつの市では、来年 4 月施行を目指して準備中とのことでございますが、聴覚障害者の方が生活しやすい社会環境にしていくためには、障害者基本法や障害者差別解消法による意思疎通手段に基づき、手話だけに限定することではなくて、要約筆記・点字・音訳など障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することが必要と考えており、有資格の手話通訳者の育成や手話の普及や手話を使用しやすい環境の提供とともに、要約筆記や自動翻訳など聴覚障害者との新たなコミュニケーションツールの研究や普及に努めていきたいと考えております。

なお、先月に開催をしました障害福祉計画策定委員会において、先ほど申し上げました町の考え方を説明した上で、手話言語条例の県下の実施状況や条例で定めるべき内容等について委員に説明を行い、ご意見を伺いました。ただ、この時点では、特に要望などは出ておりませんが、今後も継続して検討を行うこととなっております。

障害者福祉計画策定委員会は、佐用町身体障害者福祉協会など町内の障害者支援団体や、民生委員児童委員協議会、医師会、障害者事業所などの代表者や住民代表、社会福祉協議会、龍野健康福祉事務所などに委員になっていただいておりますので、今後も状況に応じて引き続きご意見をお聞きしたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） この手話言語条例につきましては、2013 年の 10 月、鳥取県で日本で初めて条例ができた、それで、それからの歴史がありまして、先ほど、町長、触れていただきましたように、近隣、姫路、宍粟、それからたつのと、県下の自治体でも条例が整備されているということなんですけれども、行政だけでは、当然これは、解決しえないというか、地域も含めて、あるいは企業も含めてというところが大事なかなというふうに思うんですけれども、1 つ条例というのは、1 つのメルクマールになるんじゃないかと思うんですけれども、町長、見解はいかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 障害をお持ちの方、それぞれ、いろいろな障害があります。今回のご提案をいただいております手話言語条例、その手話だけに限った条例になるのか、そうじゃなくって、やはりいろんな障害をお持ちの方、目の不自由な方、言葉ができない方、また、今、体が非常に全体に運動的に機能が非常に衰えている方、運動機能の障害の方、いろいろな障害があります。

そういう意味で、私は、そうした、それぞれの障害者の皆さんが、それぞれの対応策と

というのが、具体的な対応が社会的に必要な時代だというふうに思います。

また、条例として、そうした手話言語、手話だけに限った条例を制定する中でしたら、また、ほかの障害者に対しての条例というものをどうしていくのか。そういうことを考えると、やはりここで、私も、今、障害者のそうした全体の基本法ですね、今、そうした意見、障害者福祉計画、これは総合的な計画の中に、当然、聴覚障害の方の内容についても、具体的にどう対応していくかというの盛り込まなければならないというふうにも思いますが、そうした、総合的な、まずは計画というものを、これの中で、いろんな障害を持っておられる方が、みんなが生活がしやすい、日々生活を支えていく、生活がしやすい環境をつくっていくと、このことが重要ではないかというふうに、私は、考えているところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 先ほども触れましたように、この手話言語条例をつくるのが、目的というか、それだけではないというふうに思います。

だから、その精神というか、地域挙げて、あるいは企業も含めて、行政も含めて、そういう機運をつくっていくという1つの試金石というか、その条例がなるのではないかなというふうに思いますので、これは、今すぐつくれということではなくて、やはり、そういう機運をつくっていくものになるのではないかなというふうに思います。

そこで、総合福祉計画のことについては、今、検討中ということなんですけれども、町長のほうからも先ほど話がありましたように、条例について説明したんだけど、特にそのことについて、特段の各会の方のご意見、要望等はなかったということなんですけれども、それは、町としてのリードっていうか、そういう形はとれないんでしょうか。いかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 今年度、障害者福祉計画、それから、地域福祉計画策定年度となりまして、実際、作業を進めておる中で、先般、障害者福祉計画の策定委員会がございまして、その中で、前回は廣利議員さんのほうから、こういう言語条例をという中で委員会を設置してというお話もございました中で、今回、策定委員会の中で、この言語条例について、町としましても近隣市町を含めて、県下の状況を説明させていただいて、どうしていくかということをお話しさせていただいた中で、まだ、1回目でもございまして、初めて、全員の方にお話していたため、今度、2月、3月と計画策定委員会がございまして、若干、そのへんではご意見いただけるかなと思いますが、前回では、ちょっと、こちらからの説明だけに終わっておるというのが、この間の会議の状況でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） それと、年内は、もうその1回だけで終わりということで、検討会議は。

あと会議が続く、検討会議があるということです。聴覚障害の方、要するに手話言語条例という世の中の趨勢というか、条例が、そういう形で制定されているということを含めて、聴覚障害の方の参加の意見表明みたいな形は、これはできないんでしょうか。いかがでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 障害者福祉計画の中にも、当然、意思疎通支援事業とか、それから、手話奉仕員養成研修事業とか、そういう前回の計画でも、そういうような盛り込んでおりますので、今回もそのへんを見直しながら、どういう形にするかという策定を行っておりますので、当然、1月ぐらいには第3回目になるんですが、そういう中では、議論していただけたらと思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 昨年的一般質問でも、この問題、ちょうどこの12月でしたから、取り上げました。町長も、その時、検討したいという、ちょっと言葉は正確ではないかもわかりません。そういう旨の発言があったように思います。

ですから、再度、この機会に検討会議はされているということで、前向きな検討を、ぜひお願いしたいんですけれども、最後、一言よろしく願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 佐用町のそうした障害、いろいろな障害の方々を対象にした、佐用町の障害者福祉計画が、今、そうした皆さん方の意見をお聞きしながら、町としても、これまでのそうした、今、議員のご意見も含めて、それを検討、計画の中にどう盛り込みながら、障害を持たれている方が生活しやすい環境をつくっていく。このことについての考え方は、当然、変わりはありません。

ただ手話、先ほど何回も申し上げますけれども、手話だけについての条例をつくるということについて、これは、ほかの町の条例が、どのような具体的な内容になっているのか、十分検討をしなきゃいけないんですけれども、ほかのいろいろな障害の方のものを、1つ1つつくっていくということが、これが本当に条例をつくることによって、この社会の中で、条例そのものが、うまくそれが機能していくのかどうか。

そういうことと、それから手話通訳についても、最近の技術革新によって、いろいろな、そうした補助機械というのですか、技術が開発をされております。言葉なんかも同時に、言語ですから、同時通訳ができるような時代になって、それをうまく利用していくことによって、聴覚障害の方も言語、言葉を文字で、文字通訳のように同時に見れるようなこと

も、機械的には既に開発をされているというふうにも聞いております。

だから、そういうことも、今後、取り入れていくというようなことも含めて考えていかないといけないのでは、今の時代、これからの時代には、それが必要ではないかなというふうにも思いますので、それは、また、そうした皆さん方のご意見を聞きながら、引き続いての検討課題とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ここで昼が来たんですけど、まだ、この一般質問を継続したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） はい、異議なし。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） ぜひよろしくお願いします。
以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後 1 時 15 分とします。

午後 0 0 時 0 1 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（岡本安夫君） それで休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続行ます。
8 番、金谷英志君の発言を許可します。

〔8 番 金谷英志君 登壇〕

8 番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、三日月支所の空室を全町民の健康の増進のための施設についてと、農産物の地産地消の推進で農業の振興について伺います。

まず、三日月支所の空室を全町民の健康増進のための施設について伺います。

三日月支所の 2 階、3 階、4 階の活用について、昨年の 9 月議会でトレーニング施設の設置の提案をいたしました。その際、町長は、「庁舎の構造的な問題、夜間・休日等の庁舎管理のセキュリティーの問題がある。また、新たなトレーニング機器の購入もしなくて

はいけない」と課題を挙げられ、「空きスペースの利活用については、今後、引き続いて検討しなければならない課題だ」と答弁されています。

運動器の機能向上は、高齢者にとっては、要介護状態に陥ることを防止するとともに、既に要介護状態の高齢者についても重度化防止になります。そして、身体機能の維持、向上のみならず心身機能の向上にも大きく影響します。運動器の機能向上により活動範囲も広がり、生活への意欲も増します。

町健康増進計画の中では、アンケート調査によると、日常的に運動を心がけている町民の割合は低くロコモティブシンドローム、いわゆる運動器症候群ですが、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態のことですが、この認知度も低いことから高齢者の身体機能の低下が懸念されています。生活習慣の中に、一人一人の年齢や身体の状態に応じた適度な運動を取り入れ、体力づくりと健康増進を図る必要がありますとしています。また、行政の取り組みとして、年間を通じて利用できる運動施設の整備、活用を推進しますとの方針です。

子供から高齢者まで、町民全体、全てを対象にした健康維持・増進のための施設として三日月支所の活用が必要ではないでしょうか。

また、公共施設のバリアフリー化について伺います。

和式トイレの洋式化、段差解消のスロープや昇降機の設置など、各文化センターなど公共施設のバリアフリー化を図るべきではないか。

町長の見解をお伺いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、金谷議員の三日月支所の空室を全町民の健康増進のための施設にというご質問に対してお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の三日月支所の空室を全町民の健康増進のためにトレーニング施設を設置してはどうかということについてでございますが、健康増進計画の趣旨に沿った旨の提案でございますが、昨年の9月議会において述べましたように、現在、支所のそれぞれの部屋につきましても、倉庫等、そういう形で活用をしております。また、その時にも申し述べましたように、支所の構造的な問題として、支所の管理上の問題点がございます。

また、トレーニング機器を使うということにつきましては、なかなか、これは高齢者の方が使うのは難しい点もあろうかと思いますが、誰にでも使っていただくということについても、この安全な使用についての課題、こういう点についても十分考慮しなければなりません。そういう中で、直ちにトレーニング施設を設置することはできないというふうにお答えをしたところであり、それは、今の状況としても変わりがございません。

しかし、議員のご質問のように、みんな一人一人が健康で充実した人生を送るためにも、また、年々、増えております医療費、また、介護費、こういう予算も費用を削減をしていくためにも健康寿命を延ばすということが、大変、今の大きな課題ではないかと思えます。

そのために、個々の年齢や体の状況に応じた適度な運動を取り入れ、体力づくりと健康増進を図る必要があります、多くの町民の皆さんがウォーキングやジョギング、また、スポーツ 21 などでのクラブ活動、また、町民プールでの水泳等を取り入れたり、また、いきいき百歳体操など、そうした健康づくりに取り組んでいただいているわけであります。

しかし、さらに、そうした健康づくりを進める上で、トレーニング機器などを備えたス

スポーツジムの施設も、当然これからは、必要ではないかということで、研究しておりますが、ただ、現在のけんこうの里三日月にあるようなトレーニング機器につきましては、当然、以前にもお話申し上げましたが、耐用年数も経過しており、それを移設して使用するという点については、問題があります。また、そうした施設を考えるとすれば、当然、多くの方に、安全にこれを使用していただくためにも安全性の高い、また、最新のものを新たに導入する必要があるかと思えます。

また、トレーニングを行うに当たりましては、基本的には、インストラクター、指導者を置かなければならないという点についても、当然、多額の人件費も必要となっており、あまりこうした大きな経費のかからない中で、安全に使用する方法と、また、三日月支所以外のスポーツ施設、現在も既存の体育館、また、温水プール等施設を活用して、おのおので、いろいろと運動、健康づくりをしていただいておりますけれども、さらに、そうした施設もあります。そういう施設の有効活用、また、充実も含めて、総合的に検討をしなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の和式トイレの洋式化、また、段差解消のスロープや昇降機の設置など、各文化センターなど公共施設のバリアフリー化を図るべきではないかということでございますけれども、基本的には、そうした各町内の文化施設、バリアフリー化については、既に取り組んできております。

トイレの洋式化についても、各文化センターにおいて、必要なところは様式にしておりますし、さらに様式の中でも、最近の家庭でも皆さん、もう普及しております、いわゆるウォシュレットというような便器も設置をするようにしております。

ただ、文化センター等公共施設というのは、当然、多くの人が利用するわけでありまして、他人が使用した便座に座りたくない方、また、ウイルス感染が流行時期に洋式トイレを使用したくないと言われる方も現にいらっしゃいます。そういうために、意味において、一部和式を残しているという点についても、これはご理解をいただきたいと思えます。

次に、段差解消等のスロープや、また、昇降機の設置の、こうしたバリアフリーについてでありますけれども、これについても、基本的には、各施設とも、そうしたスロープも設置をしておりますし、当然、エレベーター等についても建設当時はなかったところについても、エレベーターの設置ということも行っており、バリアフリー化を図っているところでございます。

ただ、上月の文化会館につきましては、構造上エレベーターをつける点について、つけない点もありましたし、また、上月の文化会館は支所との連絡が取れております。支所のほうにエレベーターがありますので、若干、不便なんですけれども、そのエレベーターがどうしても必要な場合には、そうした支所から入っていただくというようなことをお願いをしているところでございます。

このバリアフリー化等につきましては、基本的には町内の施設、先ほど申しましたように、対応は、できているというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 支所の健康増進のための施設についてですけれども、昨年の9月からの状況は変わらないという町長の答弁ですけれども、その後の、どういうふうに検討されたかということが、今回の質問です。

るる前回と同じような状況だということで、挙げられましたけれども、大切に、いろんな、今、佐用町でも取り組んでいる事業を挙げられましたけれども、佐用町健康増進計画の中で、いきいき百歳体操、それから、スポーツクラブ 21、ふれあい町民プールあめんぼ、これが身体活動、運動に関する事業として計画に中で上げてある。

町長、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、実際に取り組み状況ですね、いきいき百歳体操は、事業内容としては、自治会等のグループでおもりを使った筋力運動。

それから、スポーツクラブ 21 については、小学校単位でスポーツクラブを設置して、会員制によりクラブごとにスポーツ活動を実施している。こういうのですが、実際の状況、この2つについては、どういう状況なのでしょうか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） それでは、私のほうからは、いきいき百歳体操についてお答えをさせていただきます。

いきいき百歳体操については、平成 27 年度から本格的に取り組んでまいりまして、取り組んだ、その平成 27 年度については9グループほどであったんですけども、今現在は 23 グループで、実践者も 500 人余りと、500 人ぐらいということで、だんだんその輪は広がってきておるということで、今後とも、どんどん広げていきたいと考えております。以上でございます。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） スポーツクラブ 21 につきましては、だいたい平成 12 年から平成 14 年にかけて設立をされております。旧町のころに設立されたものですから、それぞれのクラブの活動内容というのは、かなり異なっております。

で、また、基金を積んでの事業であったわけですけども、もうほとんど基金がなくなっている状況のところ、まだ、何百万円という基金を持っているクラブということでの差はございますが、それぞれの地域でゲートボールをされたりとか、それからグラウンドゴルフをされたりとかといったようなことでの活動をされております。

町のほうでは、年1回、その連絡協議会を持って、情報交換等をしているという、そういう状況でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） いきいき百歳体操のほうですけども、そんなふうにして 500 人までやられている方が増えているということですけども、運動機能の運動機能向上の位置づけについてという資料があるんですけども、その中で、維持と継続についてということで、いろんな取り組みの中でも、いかに家庭でそれを取り組み、持続させるかが問題であるというふうに家庭でそれを、百歳体操にしてもしたことを家庭で維持していく、それ

が大切な取り組みだというふうに述べられていますけれども、三日月支所、一番空き部屋がありますから、それを活用する上では、町の中心的な施設として置いて、それから、健康運動指導士なんか置いて、それで、その健康増進の1つの役場としてやっていく、それを日々の家庭の維持につなげていくということが、私、必要だ。いろいろ地域でやられている。町の中心的な施設で、そういうふうなこともやられるということは大切ではないかと思うんですけれども、1つは、私が、今回、提案しているのは、前にも言いましたけれども、けんこうの里の、今あるトレーニングジムみたいなことではなくて、高齢者が取り組めるような、そういう機能が、今、実際に出ているようです。

そういう面で、1つは、やっぱり中心的な、各地域で取り組まれているような、いきいき百歳体操の、そういう事業もありますけれども、中心的に、それをまた、地域、それから、さらに家庭ですっと維持できるような、そういう施設に、私は、中心的な施設が必要だと、町長も、先ほどの答弁では、そういうふうな検討は必要だということですが、そういう答弁でしたけれども、やっぱり中心的な施設が必要ではないかと思うんですけれども、改めていかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いろいろな年齢の方が、体にそれぞれの身体に応じた健康づくりとして、いろいろな、そうしたスポーツ、また、体力づくりの健康維持、増進を図るための活動をしていただいているわけですが、それを先ほど、金谷議員がおっしゃったように継続をしていくと、ずっと、それに応じてずっと続けていくということが大事なんだと思います。

そのためにも、なかなか1人で続けていくのは、そういった方もいらっしゃいますけども、みんなが一緒に日を決めて、仲間と一緒に活動するというのが、一番継続しやすいのかなというふうにも思います。

特に、若い方というのですか、また、壮年の方、さらにまた、自分の体力をつけていこうというぐらいな健康ジムのものと、ある程度、高齢の中で、いろんなところに体の障害が出てきたり、そういうものをリハビリ的にも改善しながら運動していこう、健康づくりをしようと言われる方とは、当然かなり状況が違います。

特に、重要なのが、そうした高齢者の方のそうした健康づくりに、どう当たっていくか。これが先ほど課長が申し上げました、いきいき百歳体操、こういう取り組みではないかなというふうに思います。

ただ、それには、そうした仲間の皆さんと一緒に仲よく継続して、そこに通うという、こういうことの中で、広い町内の中で、そうした活動においては、ある程度、今、20何クラブというふうに課長申しましたけども、そういう形で、それが、もっともっと広がっていくという、1カ所ではなくて、活動がしやすいというのは、歩いて通ったり、地域でみんな誘い合って通えるという、そういう形での、特に、この百歳体操なんかは、そういうものではないかなというふうに思います。

ですから、それは、既存の場所的にも、そんなに大きな器具が、今、いるわけではないので、備品として、町がそろえたものを活用していただいて、各地域の集会所でありますとか、体育館であるとか、既存の施設をつかっていただければ、これは十分できるというふうに思います。

ただ、金谷議員がおっしゃるのは、それから次のという話だと思うんですね。

そういう中で、さらに目標を決めて、もっと、いろいろな器具も使ってみてという興味も含めて、自分自身にそれぞれの人が目標を決めながら取り組んでいけるような活動ということになった時に、中心的な施設も必要ではないかと。これは1つは、そういう施設として、温水プールとか、こういうのも以前から整備して、そこに通っておられる方もいらっしゃるんですけど、なかなかそれが多くの方というわけにもいかない。ある程度、人数的にも、当然、限られてきます。

三日月支所という提案ですけれども、これは私は三日月支所だけに限らずともいいと思うんですけれども、三日月支所なり公共施設の活用としてへの提案だというふうに受けとめておりますけれども、そうした、現在、昔のような若い人が、さらに自分の体力をつくる、体をつくっていくような、ボディービルの的なジムのなトレーニング器具ではなくて、もっと多くの方が安全に、高齢者の方も楽しく使えるよう機器も、今、開発をされているんだというふうに聞いておりますので、そういうものを、ただ1カ所でいいのか、そういう、今、ある既存の体育館とか、そういうところを地区ごとぐらいに整備できるのか。

ただ、使用において、そこに専任の指導者とかインストラクターを置けということになると、なかなか経費の面でも、これも町としても非常に負担が大きいということになります。

一旦、講習を受ければ、後は自分で使えるというような形ができるのであれば、そうした皆さんの健康づくりに対して、さらに意識を高めていただくというような意味での施策、そういう面での取り組みも、研究も必要ではないかなということで、これは、生涯学習課服部課長も、そういうことも考えて、私のほうにも提案をしてくれておりますけれども、その中で、場所的に必要であれば、三日月支所、また、上月支所、そういうところも1つの検討の対象であるというふうには思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君）

金谷議員。

8 番（金谷英志君） インストラクターの配置なんかが、経費的に難しいということですが、当時、旧三日月の時、けんこうの里ができた時には、インストラクターも置いて、各それぞれの利用者のカルテみたいなのもつくって、運動メニューも、そのインストラクターが考えて、そういうふうなことの体制もとっていました。

この民間のスポーツクラブの事務ですけど、その中で、ただ単に体を鍛えるだけではなくに、高齢者にとってもできるようなスポーツクラブ、そういうふうなんもやっています。いうところもあるんですけれども、それは、町がやっているような介護予防プログラムの中に、その民間のスポーツクラブの事務を取り入れてやっているんですけれども、プールを利用した水中のらくらく健康教室とか、それから、認知予防的プログラムの中で、脳のはつらつ教室、これは名前はいろいろですけども、そういうふうなこととか、転倒予防のプログラム。それから、高齢者用の道具を活用した運動事業、そういうふうなんも民間でもやられるということは、それだけ、私、ニーズがあると思うんですね。

ですから、大きな人数が多い都市部だけではなくに、でしたら、民間でやる場合には、ペイするかどうか。かけた経費が返って来るかということも、民間でしたら、そういうふうに当然、考えるべきでしょうけれども、町がやる場合においては、町民の健康増進ということになれば、ある程度、私は、経費もかけていいのではないかなと思います。

この民間のスポーツジムでは、介護予防運動指導員、それから、健康運動指導士、保健師などのスタッフが支援すると、こういうふうになっているんですね。これ民間のほうか

やられるということですから、町も進んで、町民の健康増進のためには、やっぱり、こういうスタッフを、私は置くべきだと。

町長言われるように、各地域にそういう施設を設けてやるにしたら、それ、私は、それはベストだと思うんですけども、なかなかそういうふうに、経費もかかりますから、あえて、私は、三日月支所を提言しているのは、空き室がありますから、一番、私、いいのは、それは町民プールがある、町民プールのあるところへんに、佐用町の健康増進ゾーンみたいな、そのことができたらいいんでしょうけれども、やっぱり空いている支所の活用ということでは、三日月支所が、その経費面でもいいんじゃないかと思うんですけども、やっぱり専門のスタッフの配置は、私は、必要だと思うんですけども、再度いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 旧三日月で、ああしたトレーニング室を、機器を備えてされました。

それも、やはり長く続かなかったというのは、そうした利用者の数と経費面ではなかったかというふうに、私は推測をするんですね。

民間で、そうした、今、いろんな健康づくりというのは、非常にこれも産業としても、事業としても盛んで、いろいろな、そうしたスポーツジムのものはできております。

だだ、それは、ほとんどの場合が、人口の多い、これは民間の事業としてやられますから、だから、佐用町の中で行えば、先ほど、金谷議員も町がやれば、それは経費、あんまり考えなくても、健康のためなら、ある程度、お金使ってもいいじゃないかと。それは、そのとおりであると思います。ほかのことでも、別に、町の行政として、町民の健康づくり、いろんな面で取り組んでいるわけです。

ただ、そうした施設を維持していくのに、そうは言っても、ほかでも町の職員の、一方では削減、定数の削減というようなことも、かなり当然厳しく、今、取り組んでおりますから、そういう中で、健康づくりのために、現在、保健師とか栄養士とか、こういう職員も新たに専門職も採用しておりますけれども、さらに、そうした指導員を、どんどんと増やしていくということ、これが町の将来的な財政運営の中でも、ほかのことにも、当然、大きな影響もありますから、負担もかかりますから、これは十分慎重に考えなきゃいけないところだと思います。

そういう中で、特に、今、必要な高齢の方の内容については、今、取り組んでいる百歳体操、これがかなりの効果も出ておりますから、そのへんは、もっと、このへんを広めていくということ、これは一番重点的にやるべきではないかと思います。

それから、そうした新しいスポーツ機器、トレーニング機器等の導入について、これも考えていく上では、先ほどお話のようなプールとか、かなり医療機関、医師からの指導なんかもあって、健康のために、泳ぐというよりか、プールの中で歩いたり、そういうリハビリをするという方も、かなりいらっしゃいます。

それに合わせて、あそこは、日本スポーツというところに委託をして運営をしているわけですけども、そういうところで、あそこの施設の中で、機器を若干活用できる。そういうところに適した機器が入るのであれば、あるのであれば、そういうことも研究する必要があるのではないかというのが、先ほど申しました、生涯学習課が、今、考えているところの内容であります。

ですから、三日月支所を、金谷議員は、三日月支所を非常にこだわられますけれども…。

〔金谷君「空いていますから」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 空いていると。

ただ、三日月支所についても、上月支所についても、確かに部屋として、通常の業務とか、事務的なことは行っておりませんが、かなり、それぞれ倉庫なり、いろんな資料庫という形でも使っております。

それと、管理上、なかなか上へ、支所を1階、2階と高齢者の方が上がりおりされるのも、非常に管理のしにくいとこなっていますし、一般事務も下でしなきゃいけないので、オープンになっておりますから、エレベーターにしても階段にしても、構造的に、そうした分離して使うのが非常に難しいところもあります。

ただ、今、1階のスペースそのものも、支所と、それから森林組合で使っているわけですが、このたりも将来的にどうしていくか。1階のスペースだけでも、かなり広いんですけれどもね。そういうところで、私は、総合ジムのな、総合的なスポーツと言いますか、健康施設という形は、今のままの中では、これはちょっと使いにくいと思います。

ただ、そうした目的が、ある程度限られた中で、機器を厳選して、そうした目的が、運動の内容が限られた中でも使えるような、そういうものが、各支所なんかのコーナー的に、来ていただいて気楽に使っていただける。そういうことも必要であれば、それなら、割合簡単に考えられるのかというふうにも思うんですけれどもね。

支所を、今、提案のような総合、拠点的な施設にするということについては、相当いろいろな面、多方面から検討をしなければならないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 検討はしてほしいんですけれども、その総合的ないうのか、2、3、4階が、今、倉庫として活用と言われます。倉庫としては、私、活用とは言わんのじゃないかと思うんですけれども、隣の旧議場なんかも、それそのまま空いていますわね。

ですから、ある程度、倉庫としてだけでしたら、ある程度、スペースさえあればということですから、三日月支所の倉庫として、町長活用していると言われるんですけれども、倉庫でしたら、今の旧議場なんかに、全部集約してあれば、三日月支所の、2、3、4階は、そのまま使えるというような、トイレもありますし、エレベーターもありますし、それから、各会議室なんかもありますから、ある程度、壁だけ取り払えば、広いスペースもできますし、ですから、私は、空いているから、三日月支所は、経費もかけなくて、ほんまに活用できる、そういうふうに健康増進施設として生まれ変わるようなものを提案しているんですけれども…。

コナミっていうスポーツクラブが大手のそういう会社がありますけれども、その中で、この会社で、そのスポーツクラブ、ジムに行くのには、フィットネスで入会金が5,000円。それで、月に1万円から1万6,000円の使用料というのか要る。それから、各それぞれに合ったプログラムの作成費として2,000円要ると。これぐらいでしたら民間でもやってくれるということですから、先ほども言いましたように、需要は、私は、あると思うんですね。

けんこうの里三日月でも、上の2階のトレーニングジムやっている時には、宍粟市のほかからも、結構来られていたんですね。安いいうのもありましたけれどもね。

ですから、そういうふうなお金を払ってでも行くという人もありますから、ある程度、町民の方には、その施設の利用料を減免というのか、割引があって、もっとほかからも、私は、施設運営する上での経費がかかる、ほかからの利用者も、そこからいただくということで、ある程度の経営上のそういうものが、私は、できるんじゃないかと思うんですけれども、民間で、そういうふうにやられていますから、それでも1つは経費対効果という面がありました。

先ほど、最初の質問でも町長答えられましたけれども、国保や介護の、それに医療費にかかるような面でも健康増進、健康づくりが大切だと言われましたけれども、そういう面でも、やっぱり目に見える形では、すぐは出てきませんでしょうけれども、やっぱり健康寿命を延ばすということによったら、医療費も、それから介護保険の保険料なんかも、それに安くできるわけやね。医療費がかからないように、私は、そういうふうなことになってくるんじゃないかと思うんですけれども、ですから、経費だけではなしに、医療費の削減にもつながる。ある程度、やっぱり総合的な健康増進施設が、改めて、私は、必要だと思うんですけれども、再度、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 金谷議員の提案の中で、どうしても全体対象者はね。例えば、若い人から高齢者まで。そういう対象者によって、こういう健康施設もかなり違ってくると思うんですよね。そのへんが、高齢者のということも言われながら、一方では、そういうコナミなんか運営しているようなフィットネスなんていうのは、相当、健康だけではなくて、今、ライザップみたいな、美容とか、そういう面も含めて、皆さん、体力と、また、痩せるためというようなことでもやっておられる。そういうと、かなり違ってくると思うんですね。

ですから、今、当然、町内にも若い人たちもいらっしゃいます。その人たちも、ほかの都市部のそういうところへ通っている人も、私も知っていますけども、そういう需要も確かにあることはあると思います。

ただ、それには、利用者の人数がかなり限られてくるということであろうかと思うので、なかなかこうした町、郡部で、そうした施設をつくっていくというのは、これは民間では、なかなかできません。

特に、私は、必要なのが、そうした高齢者の方、高齢者と言っても、いろいろと年齢差ありますけれども、これから、高齢人口に入ろうというような方々が将来、一生の間で、今から健康について、十分運動しながら、体力づくり、健康づくりをしていただかなきゃいけない。そういう意味で、特に、現在の高齢者であれば、そこへ通うにしても、交通手段にしても、1カ所、そこに設けたから、簡単に来ていただけるかといったら、そうでもないと思いますし、また、そういう方に、かなりお金をいただいて、インストラクター、ちゃんと指導しますからと言っても、介護保険とか、そういうものを使えるのであれば、また、その中でやれますけれども、個人的に、なかなかそういう習慣もないということで、このへんも、当然、それほど大きな期待が、私は、利用者が持てないと、そういう中で、今、先ほど、何回も申しますけれども、高年介護課が取り組んでいるような、こういうことを、まずは定着をさせていくということ、これが大事だと思います。

そうした、三日月支所を、当然、大改造もしなきゃいけない。それが必要ならね。それも、それは、スペース的にどうなのか。また、改造がどの程度いるのか。いろんな面で、

どういう内容のそこに機器なり、トレーニングを想定して考えるか、これによって、施設の内容が大きく違うと思うので、私は、ある意味では、佐用町のような規模のところであれば、効率的にできる範囲内で考えるというのが、一番現実的だと思います。

だから、プール等におきまして、トレーニング施設というのが、1つ部屋があるんですけども、多目的室がね。そういうところが、あまり活用がされておられません。ですから、そういうところに設置ができるような、非常に有効な機器があれば、そういうものも考え、研究していくということ、まず、そういうところから始めていかなきゃいけないかなというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 引き続き研究していただいて、そういうふうな、いろいろる担当課でも検討しておられるようですから、私、三日月支所が空いているからということだけではなしに、通勤の方々なんかも、東のほうに、姫路、たつののほうに行かれる方が多いと思う。会社帰りに寄れる。若い現役世代の方には、会社帰りに寄れるような施設。

それから、足の確保ということも、高齢者にとっては問題でしょうけれども、その場合にも、さよさよサービスなり、特別なまた、高齢者の方が利用するのについては、そこまでの交通の足の確保はするというような方針も出されれば、総合的な施設の設置も、そういうことも、私、検討課題の1つに入れていただいて、町民の健康づくり、医療費の削減に資するような健康づくりの施設を早急に検討していただきたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。

農産物の地産地消の推進で農業振興についてです。

町の食育推進計画中で、「食の安全・安心に対する関心の高まりとともに、地域で生産された産物を、その地域で消費する地産地消が注目されています。アンケート調査では、地元のを優先する割合は 27.2 パーセントとなっていますが、地産地消を実践している割合は、12.1 パーセントとなっています。さらに、本町の特産品を知らない割合は 28.2 パーセントとなっており普及・啓発が必要です」とし、関連団体の取り組みでは、「消費者が安心して食べられる農産物を購入できるように、農業改良普及センター及び JA 兵庫西と連携し、国の残留農薬基準に基づいた適正な農薬、化学肥料の使用を指導します」、「直売所と学校給食センターなどの連携により、一年を通じて新鮮野菜や特産品を学校給食に供給できるシステムづくりを行いましょう」との目標です。また、行政の取り組みとして、「地元農産物や特産品のさらなる品質向上・安定生産を推進し、商品価値を高めることで地元や野菜への関心や消費意欲の向上を図ります」としています。

この計画の実践状況はどうであったのか伺います。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、2 点目の農産物の地産地消の推進で農業振興をということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、農産物の地産地消の推進で農業振興をということについてでございますが、地産地消とは、地域で生産されたものをその地域で消費することで、国の基本計画では、地

域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、消費者が、生産者と顔が見え、話ができる関係で地域の農産物などを購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置づけをされております。

佐用町食育推進計画の実践状況でございますが、地産地消の取り組みについて、基本目標を「食の伝統を次世代に伝えよう」として、妊娠婦期から高齢期にわたるそれぞれのライフステージにおいて、安全な食材として地元の特産品を知っていただき地元の特産品を購入して地産地消を推進することや郷土料理を次世代に伝える取り組み等を行っております。

その1つとして、地元の特産物を若い世代に知っていただけるよう、特産品をあしらった食育キャラクター、ジャンボピーマンをイメージした「さよう☆じゃんピー」を制作し、保育園の食育教室で保護者の方へPRを行うとともに、特産品の食べ方の講習会や調理実習なども行っております。

いずみ会の皆さんには、ひまわりオイルや佐用もち大豆の製品、ジャンボピーマンなど佐用町の特産品を使用したレシピの開発を行っていただき、そのレシピを町広報誌やホームページで、町民の方へ町の特産品をお知らせをしております。

佐用町商工会の協力による健康応援店は、現在8店舗に登録をさせていただいており、「もち大豆みそ煮込みうどん」や「ひまわり地鶏の親子丼」など地元の特産品を使ったメニューをヘルシーメニューとして町民の方に提供をさせていただいております。

生涯を通じて住民の健康づくりを支援していくためには、担当課だけでなく、庁内組織が連携をして地域の住民、関係団体など多様な関係者から構成される佐用町保健対策推進協議会、食育推進連絡調整会の意見及び協力を得ながら施策を推進をいたしたいと考えております。

また、農林振興課では、佐用町の特産品の品質向上や認知度の向上により、町内外での消費量を増加させるべく、地方創生事業により、平成28年度に販売拠点施設やJA兵庫西、商工会、観光協会などで佐用町地域特産物ブランド化推進協議会を組織をいたしまして、既存商品のブラッシュアップによる品質向上と商品価値向上の取組、佐用特産物ブランド「佐用風土」を旗印としたブランディング戦略による知名度の向上などを展開をしております。

本年3月には、マックスバリュ佐用店の店頭にて、「佐用風土」に登録する地元特産品のPR活動を行い、町民の方を対象に認知度の向上に努めてきたところであります。

また、安心して地産地消をしていただけるよう、生産者の方々には、普及センターや農協営農センターの実施する農薬指導等を受けていただくよう努めているところでございますし、直売所の出荷部会で独自の安全講習を行っていただいているところもあり、生産者の安全意識は向上しているものと考えております。

町民の皆さんのご理解により、一人でも多くの方に農産物の生産に取り組んでいただくことが大切でありますので、「帰農塾」や「やさいの学校」などを通して働きかけているところでございます。

このように消費者、農業者、農業団体、行政等が地産地消に関する普及啓発や情報交換等を行うなど、それぞれの連携を促進し団体や個々の取り組みを支援してまいります。

学校給食センターでは、当初から、地元食材の供給体制の構築を図り、地産地消の推進に取り組んでまいりました。

食材の仕入れ方法は、学校給食センターの運営上、最も重要な要素であり、安定した仕入れと食の安全性を確保しながら、地産地消を進めていくためには、地元業者や生産者との連携が不可欠であるため、地元野菜の供給に当たっては、JA兵庫西、野菜の会など4

団体を供給団体グループに指定して仕入れを行っております。

さらに、平成 27 年度からは、地元野菜に加え、大豆製品、ひまわり製品、こんにゃく、味噌など地元で生産・加工された製品の活用、あわせて農林業と商業の振興を図るために、地産地消・質的向上補助金を、導入をして、地産地消の推進と給食の質的向上、消費拡大、生産者の経営を、支援をしているとこととでございます。

平成 28 年度の実績では、地元野菜の地産地消率は約 37 パーセントでございます。地産地消のさらなる促進を目指しているところではありますが、野菜の仕入れは特に天候に左右されやすく、収穫量や品質が不安定で必要量を確保できないことと、町内のみで仕入れ可能な野菜が限られていることから、一般業者からの仕入れが多いのも現状でございます。

平成 29 年度からは、学校栄養士と町栄養士が連携をして免疫力アップ献立と称する地元野菜とともに、もち大豆みそを使ったメニューを献立に多く取り入れ、献立とレシピを給食だよりに掲載をし、保護者の方に周知をしております。

学級給食センターにおける地産地消の食育に果たす成果といたしましては、地元産品を多く取り入れた「さよっこ献立」で地域の郷土食を食することによって、郷土の伝統と食文化を学び、ふるさとを愛する気持ちと感謝の念を育んでいくことにつながっております。

今後も給食センターでは、地元の生産者の協力のもと、地産地消の取り組みを実践してまいりたいと考えております。

このように食育推進計画では、地産地消と食の安全の推進に取り組むことにより、町民に安全で新鮮な食材を供給し、地元農産物や旬の食材について普及啓発を進め、地産地消を推進することで、本町の食の伝統を守っていくことができるものとしております。その結果、佐用町の農業振興にも寄与することができるのではないかとというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 地産地消を図る上で、私、やっぱり大きなウエイトを占めるというのは、学校給食センターだと思うんですけども、先ほどの答弁の中で、学校給食センターは 4 団体指定して、その野菜を納めていただいているということですけども、そういった中で、先ほどの答弁でも、37 パーセントが地元産ということですけども、教育委員会の評価報告書、平成 29 年度の評価報告書、平成 28 年度になるんですけど、それによると、食育の推進、全体の項目の中でですけども、佐用町学校給食の地産地消及び質的向上事業が A 評価ということで、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、37 パーセントで A 評価。こういうふうな、せめて半分、60 パーセントぐらい入って、学校給食の地産地消ということでは言えるんじゃないかと思うんですけども、37 パーセントで A 評価ということでは、全体の評価の中の 1 つですから、この A 評価というのは、どういうふうな評価なんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 数字の上での 37 パーセントで A 評価というような話は、教育委員会のほうで、また、答弁を、その原因なり内容については答弁をしてもらいますけれども、今、金谷議員が最初にお話の地産地消の大きなウエイトを占めるのが、学校給食だと。この点は、学校給食の場合は、そうした数量的に把握が、かなりきちっとできますので、それが、はっきりと評価ができるという点においては、地産地消を図る上で、学校給食ということが、特別に 1 つの対象となっているということは、これは、私も理解をするんですけど、ただ、地産地消の町民の皆さんの食、その中でのウエイトについては、学校給食というのは、そんなに大きなもので、私はないと思うんです。

学校給食というのは、ご存じのように、365 日の 1 年間のうちで、182、183 食しかつくっておりませんし、また、それもお昼だけです。子供たちの人数も少ないですよ。学校給食数も少ない。その中で、その子供たちが食べる 1 年間の食事の 6 分の 1、6 分の 1 しかないんですね。

だから、そういう意味で、地産地消を進めるという上で、今、大きな役割を果たしているのは、やはりこれは、そうした小売店なんかにおいても消費者のニーズにも応えるという点もあろうかと思えますけれども、例えば、アグロさんとか、マックスバリュとか、ほかの例えば、町のそうした直売所、そういうところにも出して、町民の皆さん、それは、ほかからも来られた方が、町外の方も、当然、買っていておられますけれども、町民の方が、そういうところから、かなり買っていて、毎日の食事に、こういう形を、地元で生産されたものを活用、使っていただくと、これが本来の地産地消ではないかなと思いますし、ただ、それにしても、町内でできたものを、町外にも持っていて、これを販売していくという活動、これは佐用町内だけにとどまらず、県下のそうした取り組みというのは、県でも推進をされて、神戸なんかにも、そうした店が出されているわけです。

だから、学校給食に特化して、学校給食だけを考えて、地産地消というのは、当然、そのことはわかっていただいていると思えますけれども、そういう中で、37 パーセントということについては、教育委員会のほうが、その理由、原因は、状況は説明をさせます。

〔金谷君「議長、改めて、町長が言われましたので、議長」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 食育推進計画の中でも町長が言われたような調査も評価も出ています。

直売所における農産物販売量の増加ということで、平成 27 年度実績では 1 億 1,000 万円。これで、A 評価なんですね。

それから、地元でとれた農産物を買っている人の割合の増加ということで、これが 61.4 パーセント。これも A 評価。町民全体の中で、地元産のものを買っているのが、そういうふうな A 評価。

直売所の 1 億 1,000 万円が、それで、年々上がってきていると、割合が増えているというのは、そうなんでしょうけれども、果たして、学校給食が、地産地消で大きな割合占めるというのは、町長言われたように、全て把握できますから、学校給食でつくる分は、私は、100 パーセントが理想だと思うんですね。地元産のものを学校給食で使う。

さらに、それを町民の方に広げていく。

また、さらに町外にも買っていただくような、広げていく上では、学校給食が一番よく、統計的にわかりますから、それで、地元産が安全で安心だということが PR できれば、地元のほかの町民の方も買っていただけますし、町外からも買いに来る人が増えるというこ

とだと思います。

先ほどの教育委員会の評価の中では、37 パーセントでA評価ですけれども、食育推進計画の中で 37 パーセントは、やっぱりこれはE評価なんですね。

ですから、全体の先ほどの教育委員会の評価では、いろんな項目ありますから、その中で、全部総合的なところでA評価だと思うんですけれども、ですから、実質的には、この食育推進計画の中で上げられているように、評価としては、あんまり高くない。学校給食の地元産の農産物を使うということについては、37 パーセントは高くない。こういうふう思うんですけれども、改めて、その点は、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 教育評価の中のA評価というのは、いわゆる地産地消に特化せずに、いわゆる質的向上も含めた評価であります。

まず、そちらからお話したいんですが、今回、平成 27 年度に導入しました地産地消、質的向上事業補助金にかかる成果としましては、これは大きく 5 点ほどあると。

まずは、地産地消のパーセントの話は後にしまして、この補助金による成果としましては、1 点目に、やはり給食が地元の野菜も使い。それから、質的向上ということで、おいしくなり、いわゆる残菜率、これが 0.17 パーセント。非常に全国レベル、0.67 パーセントという中で、いわゆるおかず、給食残さないということ、これが一番大きい成果で上げてあります。

それから、もう 1 つは、質的向上の中で、やはり素材の味を十分に生かすということで、センターの栄養士、調理員というのは、非常にここに力を入れられましたので、薄味の調理が、今回の補助金があることでできたという成果を上げています。

それから、やはり安全な食材を補助金があることによって、供給、使うことができたということで、やはり児童・生徒の健康の保持に貢献できた。これは、答弁書にもありました免疫力向上のメニューですとか、そういうものも、どんどん使い、健康増進にやはりつながったのではないかと評価をしています。

それから、もう 1 点は、地産地消を含めて、野菜のみにならず、地元で取れたもの、加工品、みそとか、もち大豆とか、いろんな加工品を使うことによって、やはり答弁書にもございましたように、地域の文化や伝統、それから自然、ふるさと心の向上、こういうところ心の面での食育に大きな貢献があったという捉え方をしています。

それから、端的に地産地消を、率としては、野菜に関しては、37、38 パーセントと、100 パーセントということで見ますと、大変低いようなんですが、やはりできるだけ、努力をして地産地消を図り、地元加工品を使うことで、これがいわゆる地元の農林業、商工業の振興に多少なりとも貢献できたと、大きくこの 5 点の補助金による成果でもってA評定というふうにしております。

それから、地産地消率の 37 パーセントの話でございしますが、答弁書でありましたように、やはり年間を通して、安定的に地元野菜を供給してもらうというのには、やはり非常に無理があると。

それで、参考までに、どれぐらいの野菜、どういうパーセント、地産地消率があるのかという話なのですが、全体的に野菜としては、37 パーセント程度なのですが、この中で、特に使用に関してパーセントが高いのが、やはり大豆に関しては 100 パーセント地元のものを使っています。

それから、食材として非常に使用料が多い、例えば、キャベツなんか年間 5,000 キロほど使用しているんですけど、やはり町内で 100 パーセントは賄切れていません。約 90 パーセントを賄っています。これは、やはり、生産者のほうから、そこまで仕入れができなかったということがあります。

それから後、量的に多いのがタマネギ、年間 6,300 キロほど使うのですが、地元が約 42 パーセント。そこまで十分な仕入れができていないという問題があります。

それから、高いのでは、白菜なんかも約 65 パーセントほどは地元野菜を入れてもらっていますけれども、やはり量が足りないという問題があります。

等々、100 パーセントには、なかなかならない。それから、いろんな食材を、やはり学校使いますので、地元で生産されていないものがありますね。これも、たくさんありますので、総じて 37、38 パーセントで推移しているという状況でございます。

参考までに、お米は、当然、100 パーセントであります。

近隣の学校、自治体の状況を見ますと、やはり宍粟市は、かなり地産地消率高いんですけど、宍粟市以外は、押しなべて低い状況になっております。

やはり、なかなか児童・生徒数が減ったと言いながら、毎日 1,300 食の食材を賄うのに、なかなか仕入れが難しい。それから、天候にも左右されるという、いろんな状況がございまして、現在は、野菜の会、登録者が 10 数名いらっしゃいます。それから、ひまわり市。それから、ジャンボピーマンの会。味わいの里三日月。この 4 団体が主な地元野菜の供給先というふうになってございます。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 食育の計画の中で、これは前回にも出したんですけど、年間食育計画、学校給食センターが出しているものですが、その中で、課長が言われるように、いろんな佐用でできない野菜もありますから、その中で、給食に使用可能な佐用の食材というふうに挙げられています。ですから、佐用でできるものとして、いろいろ挙げられているわけですから、佐用でできる野菜については、理想としては、宍粟市が高いということもありましたけれども、そういう宍粟市は体制も取った上で、そういうふうなんになっているんですね。

ですから、佐用でできるものについては増やしていく。全体として、37 パーセントですけども、それは、ゼロパーセントのものが、それはあるでしょう。佐用でできないものもあるでしょう。

ですから、佐用でできるものについては、地産地消の使用率を上げていくというふうな方策が必要ではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今、議員おっしゃるとおり、センターのほうでも、できるだけ地元の野菜を使用したいということで、努力はしてもらっていますが、供給のやはり根本的に供給体制というのを、もう少し拡大をしていく必要があると。これは、センターの自助努力と合せて、いわゆる生産者側とも協力をしながら、今後の方向を、やはり検討して、で

できるだけたくさんの野菜を地元で賄えるように努力をしていきたいというふうな取り組みも進めていきたいと思ひますし、それから、もう1点は、保冷庫の問題もござひます。

長期保存できる、例えば、ジャガイモ、タマネギに関してはセンターの中で、それ相応の保冷庫がありますが、やはりある程度のストックできるのが、センター独自で持つべきか、あるいは生産されている団体のほうで協力してもらひうかも含めて、両面で、どういうふうにやればアップするかというのを検討していきたいというふうには思ひてひます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今、課長が言われた、先ほど、前回出した中でも、教育課長が答えられているんですけども、野菜とかそういったものについては、時期がありますから、その時期のものを、できる時期については、それを提供したりストックすることができる。そういう課長言われたような、町で、そういうジャガイモなりニンジンなり、タマネギにしてもそうでしょうけれども、保冷庫を持つということが、やっぱり私は、生産者がそれだけもうけて、それで倉庫も建てるだけのことができればいいんでしょうけれども、ある程度、いろんな野菜が保冷できるような、年間通じてストックしておいて、学校給食に供給できるような保冷庫というか、倉庫みたいなものを、私は、必要かなと思ひます。検討していただきたいんですけど。

これ、農林振興課長に聞きたいんですけども、野菜とか、いろいろ町でつくっている生産者の部会がありますね。それが全部が全部給食センターに登録しておられるわけではない。先ほど、4団体ということですから、町で取り組んでいる野菜の部会というのは、どんな部会があつて、人数としては、どのぐらいに登録されているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 佐用町の農林振興会のほうに登録されていらっしゃるわけなんですけれども、その野菜に限りますと、8団体ござひます。8団体というか、グループも含めまして、8ありまして、その人数は450名でござひます。

当然、重複の方もいらっしゃると思ひますけれども、延べ人数では452名でござひます。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） そういうふうに、野菜生産部会のほうも教育委員会の学校給食センターに納入する団体というのは、4団体と8団体ですから多いですね。

そういう実際に、今、町で取り組んでおられる生産部会のほうとも協力しながら、そういうふうな、いろんな野菜、専門にそればかり、ジャガイモならジャガイモ、ニンジンならニンジン、ホウレンソウならホウレンソウばかり、それをつくるんじゃないって、季節ごとに、そんないろんな野菜を1人の生産者の方がつくる。

先ほど、課長の中でも、重複されている方があると言われますけど、そんな中で、やっ

ぱり、その生産者の生産部会に実際に専門でやっている方を給食センターと一緒にあって、それを供給していただくというような体制も、私、必要ではないかと思うんです。いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） センターで年間を通して、どういうふうな野菜が必要かということも、きちっと把握しながら、その必要な野菜というのが、地元で、どれぐらい確保できるのかも含めて、やはりきちっと把握をして検討していきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） その場合に、ある程度、こればかりつくってくればかりでは、なかなかできない。何が課題になっているのか。野菜つくる上で、先ほどの1つの課題は、ストックできるものがない。保冷庫がないということも1つの課題でしょうけれども、あと安全の面で、県の基準に合致するような安全の食、野菜をつくるという上でも、これは学校給食センターではなしに、全体の農業の面から、そういうふうなことが必要ではないかと思うんですけれども、農林振興課長に聞きたいんですけど、その点では、農林部会、農産物の生産部会の方に対する支援というのは、何が課題で、もっと増やしていったらいいのでしょうか、課長としては、どんなことが課題で、なかなか増えない。後継者の問題もあるでしょうし、何が問題と、今、されている。課長の認識、ちょっと伺いたいですけれども。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 野菜の生産者につきましては、今、いろんな方、いらっしゃるんですけれども、このグループというのか、団体として登録されている方は、先ほど、申し上げましたように…、申し訳ございません、訂正させてもらいたいですけれども、団体としては9団体でございます。いらっしゃるわけなんですけれども、家庭菜園というのか、自家野菜されている方につきましては、もうかなりの人数がいらっしゃると思います。そういった方が、そういった出荷とか、そういう方面までは、なかなか自分が、そういうふうな気持ちになっていらっしゃる方が、たくさんいらっしゃるのではないかなと、自分とこで消費して近所に配ったりとか、その程度でいいというような思いの方が、たくさんいらっしゃるの、そういった方の掘り起しをしていきたいというのは、私としては、考えておるところでございます。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） やはり、こういう農作物というのは、日本の四季の中で、季節季節があるわけです。いつでも栽培ができるわけではないわけですね。

そういう中で、たくさんつくって保存をしておくと。これもある程度はできるんですけれども、しかし、幾ら保冷库とか、そういうものでも、青菜とか蔬菜というのは、そんなに長くできません、

だから、できるものは、給食センターでも保冷库は設置しております。後からも増設しました。あれ、ジャガイモとかタマネギなんかも保冷库しています。

ただ、生産者におきまして、なかなか給食センターで使うのが、先ほど申しましたように、そんなに大量に使うわけでもないんですね。実際の大きな農業から言えば。

それで、これまでも一生懸命、野菜、特にキャベツと等をつくってくれていた若い農業者あったんですね。でも、その方なんかも本当に一生懸命やってくれていましたけれども、どうしたって、農業というのは本当に天候に左右されます。全く植えたものが、悪天候によって収穫ができないというようなこともありました。

それから、それができても1人でやれる量というのは、そんなにたくさんのはできません。それを販売して、それで生活ができるかということ、今の日本の農業の中で、かなり効率化して大規模にやらないと、なかなか事業として成り立たない。

だから、そういう若い人も残念ながら、農業をやめて、外へ働きに出られたというようなこともあります。

ですから、給食センターなんかでも、できるだけ皆さんに、たくさんの方につくっていただいて、少しでもということ、結局は生産して、ある程度、残った余分なものを、余ったものを出荷していただくような形の中では、安定した形での納入、仕入れができないというところが、非常に難しいわけですね。

ただ、そうは言っても、今言われました専業で、それを年間計画して、それで生産してくださいと言っても、じゃあ、その生産によって、どれだけ安定した、生活面で売り上げがあるかということ、なかなか、そんな生産はできない。

そういう非常に難しい状況だというのは、十分お分かりだと思いますけれども、この点は、やはり理解をした上で、少しでも、じゃあどうしていくかということで、支援も町もしていますし、こうした野菜塾、少しでも取り組んでいただく人に増やそうということもやっておりますし、生産者の方との連携も取りながら保存できるものは保存できるように、そうした保冷库なんかも設置して支援をしておりますし、その中で、今、やっている現状がこの成果です。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 町長言われるように、若い人が農業専門で、それをやっていけるだけの収益を上げるかいうの、私も難しいと思います。

ですから、対象者は、私、現役の人ではなくて、会社を退職された方が、年金の足しといえばあれですけども、年金の上に上乗せできるような、ある程度の収入ぐらいがあれば、そういうふうなもので、全体の、それが量としては少ないですけども、全体として佐用町の野菜の生産物を、生産量を上げていく、それが町内で循環する。佐用町の町内の経済の循環ということで、それは微々たるものでしょうけれども、それがひいては、もっと外へ出ていくぐらいになると思います。

ですから、やりたいのは、私の近所でも、野菜、味わいの里に出荷している方なんかでしたら、やっぱり退職されて、いろんな野菜を少量多品種でやられている、そういうほうが、私、佐用町に合っているんじゃないかなと。そういう方向で支援するということは、先ほど、町長も最初の答弁でも言われました帰農塾とか、そういうふうな、いろんな野菜の学習、生産者の学習会なんかもやられていました。

そんな、ある程度、佐用町に合った、退職した方がやっていけるような、若い方がバリバリやっていくというようなことではなしに、そういうふうな方向が、私はいけるのかなと思います。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） だから、そういうことで、ずっと取り組んでいるわけです。

だから、ハウスなんかでも小さなハウスにしても1棟、2棟、それに対して助成をしたり、また、帰農塾なんかも、そうした定年退職されたような方が農業に取り組んで、農地を活用しながら取り組んでいただけるように、そういう、きっかけをつくろうということに取り組んでいる。そのとおりなんです。

ただ、そういう生産というのは、なかなか、じゃあ、その人たちに安定して、いついつに幾らのものを納入してくださいとか、生産してくださいというようなことまでは、なかなかできないわけですね。

だから、給食なんかでも、なかなか、そのへんの使い方というのは、難しいということをお願いしているところです。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 基本の認識は、町長と私、一緒ですから、そういうふうな本当に佐用町が目指すべき、大規模に、お米づくりでしたら、そういうふうに国の方針もそういうようになっていますけど、不耕作地を減らしていく意味でも、学校給食が1つの、これを安全で安心な、佐用は学校給食に使っているということが、一般の市場でも、それが評価されるようになってくると思いますから、地産地消が佐用町の経済循環の1つを向上させていく上でいいかなと思います。

ですから、引き続き、基本認識は一緒ですから、そういうふうに佐用町に合った地産地消を含めた農業振興に取り組んでいていただきたいと思います。

終わります。

議長（岡本安夫君） 金谷英志君の発言は終わりました。

続いて3番、小林裕和君の発言を許可します。

〔3番 小林裕和君 登壇〕

3番（小林裕和君） 3番議席の小林裕和です。午前中の岡本義次議員のご質問にも少し関連するかもわかりませんが、私のほうは、閉塞感漂う農家意識の改善と支援策は

ということで、質問していきたいと思います。

6月議会でも本町の農業に関連して質問させていただきましたが再度させていただきます。

今年も農業の中心である水稻の収穫作業は、一部、台風等の影響を受けた圃場もあり、倒伏による未収穫のところもありましたが無事終わり、次年度への準備が始まった農家等さまざまですが、小規模農家から総じて聞こえてくることは、「来年はどうなるんだろう？体がもつかいな？」という悲壮感です。

国が改革のもとに示す農業政策は、競争力のある大規模農家の育成に力点を置いた政策が中心であり、我々のような中山間地の零細農家・集落は、各種支援制度の一部を苦勞しつつ、運用しながらも大変厳しい中で、今日を迎えていることは周知のとおりです。

また、集落・地域により、その支援制度すら活用できていない農家集落は、高齢化とともに将来、農家周辺の生活環境の破壊につながり、今のままでは打つ手がなくなるとの不安を抱え、また、農家の保全意識も低下し、今、自治会・農会活動すら苦境に立たされ、諦め感すら漂う現状です。

6月議会の答弁でも、次世代農業モデルプラント事業の施策については、生産基盤の強化、就農人材の育成、技術指導や実習の場としての活用により、佐用町の新たな農業の展開を模索するものであり、身近な農業というものではなく、加工・販売戦略の構築、促進等により、新たな雇用の拡大につなげていきたいとのことでした。

この事業は、地域農業の可能性に向けた取り組みであり期待していますが、本町農業の現状と形態は、先ほど申した通り、零細であり高齢化も進んでいます。

町内においても、集積化等で法人なり、約40名近くおられる認定農業者で何とか守っていただける比較的条件のよい農地はあるかもしれませんが、まだ、大多数の農地は細々と耕作する小規模兼業農家であります。

地域単位での維持管理等に受けられる支援制度の利用啓発と、その課題に対する方策を検討し、従来の集落や農会単位ではなく、広域的な取り組みも考えていき、地域づくり協議会単位の取り組みも1つの手法でありということでありましたが、その後の取り組みはどのように進められて、どのような状況だったのでしょうか。

また、その取り組みにより、集落の課題に対する方向性と農家意識に変革が見えてきたのでしょうか。

現状の中での農業対策は、施策の押しつけだけでは進まず、農家と共に指針たる方向性を考え、農家及び集落の意識変革が重要であると思います。それらのことを踏まえ、今後どのような方向性を示しながら、農家・農地の維持、支援する体制等の整備をされていけるのかを、お伺いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員のご質問で農業の問題、閉塞感漂う農家意識の改善と支援策はということについて、お答えをさせていただきます。

午前中の岡本議員のご質問も、また、先ほどの金谷議員の地産地消なんかの問題も全部関連をした中で、なかなか十分なこれという町としての解決策といえますか、そういうものを打ち出せないというのが現状です。

私たちの、こういう中山間地、歴史的に見れば、かつては食料やエネルギーの生産と供給地として、今ほど豊かとはいえなくとも、そこに多くの人が、それぞれ農業、林業によ

って生活が支えられ、生活を営んできたということでもあります。

しかし、戦後の経済発展、また、技術革新ですね、エネルギー革命。また、貿易による食料なり、そういうものが世界的なものになってしまったという中で、その農業、また、林業の問題もそうなんですけども、経済を担う基幹産業ではなくなってしまったということに根本的な、こうした要因があるというふうに思います。

しかし、国におきまして、戦後のそうした大きな時代の変化の中で、農業問題に対しても、いろんな施策が、これまでも打ち出され、町もその施策に則って、いろんな事業を行ってきたところであります。

昔の構造改善事業、そして、農地のほ場整備を行い、また、減反政策というのも行われました。そして、現在の中山間地の直接支払とか、そうした管理等についても、国としても、そういう制度上、いろんな制度をつくりながら、そうした対策を打ちだしてきたところでもありますけれども、しかし、その政策が、こうした農業の問題を、本当に根本的に解決をするというような、そうした効果というものを、大きな効果を得るということは、逆になくて、現在におきましては、さらにまだ、高齢化と担い手がなくなっていくという中で、いわゆる、今、小林議員が言われる農業全体、林業含めて、また、地域もそういうところもあります。閉塞感という言葉は、あまり使いたくないですけども、そういう状況に、まだまだ、なっているという現状、このことは現実だということで捉えていかなければならないというふうに思っております。

町としても、そうした国の政策というものを、やはり地域にどのようにして、地域が取り組んでいただけるか、そういう工夫をしながら、少しでも地域の農地を守り、農業を継続していただけるような努力を、それぞれしてきておりますし、そうした町独自にも、岡本議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、農地の貸し借り、借り手において、奨励金を創設し、独自に支援もしておりますけれども、この費用も、予算も、年々増えているのが現実であります。

そういうことで、精一杯頑張ってきているんですけども、なかなか、効果的な政策を打ち出せないという、これは国においても全体がそういう日本の国の社会的、構造的な問題というものが根本にあって、非常に難しい状況ではないかと思っております。

国においては、そうした小規模な零細な農業というのは、もうこれから逆に大型農業へ移行するんだというような基本的な考え方の中で進められておりますけれども、しかし、佐用町のような中山間地の農業の実態を見ますと、その大型農業、効率的な農業をできる地域と、できない地域あるわけですね。それが、できない中で、一部をそういうこと、無理無理取り入れても、本当に、ほとんどが農業ができない、農地が耕作できないということにもなってしまうかねません。

ですから、国の政策としても、その地域の実情に合った、そうした政策、全国一律ではなくて、そういう政策を転換していただくように、これも地域としての、これは要望もしていかなきゃいけない。そういうふうに思っているのが、今の状況であります。

ご質問に対する、なかなか的確なお答えができないということが、実態でありますけれども、今の国の政策、また、町として取り組んでいること、改めて申し上げまして、答弁とさせていただきますと思います。

6月議会におきまして、中山間地域の農地・農村を守るためには、多面的機能支払制度や中山間地直接支払制度などの支援策がございますが、地域の高齢化等により、その支援策でさえ活用できない地域も見受けられますので、従来の集落や農会単位ではなくて、広域的な取り組みも必要ではないかと考え、隣接集落との連携や地域づくり協議会単位での取り組みも、1つの手法ではないかというふうに、以前にもお答えをしたとおりでございます。

国の進める農業政策は、大規模農家による低コスト農業の実現を目指すもので、小規模農家につきましては、離農を進める制度となっております。

政策の柱となる人・農地プランなどは、農地の借り手があってこそその事業でございます。

山間地や不整形地などの条件不利益地の農地につきましては、借り手が、なかなかないというのが現実であります。

このような状況を緩和するためにも、現在、地域農業の担い手となっていただくべき農業者の方々に、担い手を求めている地域等をお示しして、広域的な人・農地プランへの取り組みに理解を得ることが肝要かと判断をして、今月末には、認定農家や集落営農組織を対象に佐用町農業担い手連絡協議会というものを立ち上げる予定でございます。

連絡協議会では、担い手間の調整を円滑に進めるための連絡調整の場とするとともに、農業政策の詳細説明等の情報提供も行う場としたいというふうに考えております。

担い手となる農業者にそのような情報を提供することにより、担い手農家の引受地域の増加を目指してまいりたいというふうに思っているところであります。

また、特に耕作放棄地になりやすい山間地の農地では、獣害のないミツマタや薬草の特産化を進めており、町内に普及させたいと取り組んでいるところであります。

ただ、幾ら施策を検討いたしましても、農業者自身が諦められてしまいますと、なかなか、その政策も実施できませんし、効果も期待できませんので、引き続き農地を維持する、その気持ちを農家の方に何とか持っていただきたいというのが、私の願いであります。

そうした気持ちだけでは、なかなか続けることができないと、そういう気持ちがあっても、現実として農業から、体が動かないというような状況の方もいらっしゃると思いますが、国の制度をできるだけ佐用町にも合うような形で取り入れて、精一杯地域とともに一緒になって維持管理の支援制度を、この制度を活用することによって、農地の、農業の何とか維持と、農地の荒廃を防いでいくという、そういう解決の糸口を見出していかなければならないというふうに思っておりますので、皆さん方に、どうぞ、一緒に、元気に頑張ってくださいことをお願い申し上げまして、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君）

小林議員。

3 番（小林裕和君）

今の国の制度ですね、町内での取り組みといたら、前回ちょっと、お聞きして、人・農地プランでは、12 少しぐらいの組織ですかね。それと、多面的機能では 70。それから、条件不利地の中山間では 38 組織ですね。集落で、いろんな話し合いをしながら、何とか維持管理をされています。

それらの集落には、はやもう 5 年先とかいうのは、この取り組みがどうなるかわからない。国の制度が残っているかどうか、これもわかりませんが、そういう取り組みが、その集落ではできるかどうか、わからないという事情もあるでしょうが、それ以外に活用できていない集落では、さっきちょっと申しましたように、より不安と屈強に立たされているというのが現実だろうというふうに思います。

集落や地域で、もちろん高齢化も進みましたし、リーダー的な人が不在になったり、それから、今後の自分とこの集落をどうやって維持していくのか。集落の農地等を維持していくのかという話し合いも十分協議が、集落の中でも協議ができないという状況があるかと思います。

それで、前回、ちょっとお聞きした時に、従来の集落や農会単位、集落が 140 近くある

中で、それぞれ、そういう話をするのは難しいという答弁もあった中で、その広域的な地域づくり協議会とか、そういう隣接の集落とかの、そういう広域的な取り組みが必要であるというお話もありました。

それで、その後、そのような取り組みが、どのように、ちょっとされてきたのかというのを、ちょっとお聞かせ願って、改めて、そういう取り組みがどうだったのかというのを、推進状況といいますか、話を持っていく状況がどうだったのかというのを、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 6月のご質問の中で、私のほうも、そういった地域づくり協議会単位での説明会ならやる方向で検討したいというふうにお答えさせていただいたんですが、これにつきましては、正直なところでできておりません。

先ほど、町長が答弁の中で申されましたように、その事業の説明をする…、当然、重要なんですけれども、そしたら、そこの地域は、どなたが担い手となって取り組んでもらえるのかということが、全くないような状況でございますので、そういった意味で、この25日なんですけれども、農業担い手連絡協議会を立ち上げまして、それぞれそういった認定農業者の方とか、認定新規就農者の方とか、集落営農、そういったところで中心的な担い手になる…、その地域の中心経営体のほうを決めて話をさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3番（小林裕和君） 確かに、担い手、それから集落の中での担い手というのは、全ておるわけではなしに、そういう難しさ、最初の町長のご答弁でもありましたように、そういう農地を、そういうようにやって守ってきていただけるリーダーと、そういうのが不足しているということが、そこへ行くまでに、現状では、そういう担い手を育成するまでに、集落のほうで、何とか、そういう話し合いができる。

それで、その担い手がいなかったら、自分たちの集落の農地は、今後、どやっていったらいいんだろうという、そういう集落での話し合いすら、なかなかできない集落が、そういう担い手も育成もできないし、担い手に貸し付けもできない。

そして、また、したら取り組めるかもわからない、そういう国の施策が取り組めないという状況があるかと思うんです。

それで、そういう集落に、こういうことですよと話し合いを持ってくださいよと。将来、そういう、5年後、10年後になったら、言葉悪いですけど荒れ放題になりますよ。お互い危機感を持ってやらなければだめですよというような呼びかけというのができないかという思いなんですけれども、いかがですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 当然、私もそのように思っております。

制度を十分理解されずに取り組めないということは、いいことではないというふうに思っておりますので、そういった説明は、当然、していかなければならないというふうには、十分認識しておるんですけども、先ほど申しましたように、説明会へ行って、ほな誰がしてくれてんよという話に、当然なってきた折には、その後、言葉も出ないというような状況でございますので、そういったことの取り組みをしていきたいというふうに思っております。

おっしゃるとおり、地域への説明は、当然、重要なことだということは、十分認識しております。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3 番（小林裕和君） そういう説明が、全集落回るなんて、これ到底無理な話だろうと思います。

なら、そういう地域づくり協議会とか、どういうくくりになるかは、ちょっとわかりませんが、そういう話し合いを持っていただくように、仕向けていくということも必要じゃないかなと思います。

それで、先ほどの答弁の中で、今月末に佐用町農業担い手連絡協議会を立ち上げるということなんです。まあまあ、もう少し、今月末に立ち上げるいうたら、もう後、28 日で御用納めですから、もう期間が少ないので、もう少し具体的な活動内容と役割りについてお聞かせいただけたらと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） この担い手連絡協議会につきましては、町内認定農業者、それから、認定新規就農者、それから集落営農組織合わせまして 54 の団体、個人等がございまして、そういった方に、既にもうご案内は申し上げておるんですけども、12 月 25 日に設立の会議を持つということでございます。

具体的にどうということかと、どういった内容の取り組みをするかということでございますが、それにつきましては、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、認定農業者間の連絡調整とか、そういった、先ほど申し上げましたように、誰が、その地域の中心経営体になるかとか、そういった情報交換の場と、国、県の情報の連絡の会というふうにしていきたいというふう考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3 番（小林裕和君） そういう農業担い手連絡協議会を立ち上げることは、一歩進むわけですけど、しかし、対象が認定農業者や集落営農、それから新規就農者、（聴取不能）、

その人たちが、どこどこ例えば農地を集積しようとするれば、どこどこの特に、こういう（聴取不能）の整備された土地があるよとか、そういう情報交換とかをされるんでしょうけども、ちょっと僕は、それ以外のほんまの農家、集落が困っておるので…と思うんですよ。

それだけでは、その今の抱えている町のほかの課題と同様に解決ができていくんだという、情報は、そういう認定農業者とか、営農組織とか、それから新規就農者といったら、実際やる気があって、これから頑張っていこうという意思表示は、そういうことがされておるんで、それ以外の集落といいますか、農業者というのがどうなるのかなというのが、一番、僕は心配しておるんです。

それで、当然、そういう人たちと一緒にあって、そうでない集落といいますか、地域とともに、地道な取り組みが本当に重要だと思うんですけども、そのへんのところに、こういう連絡協議会の情報というのが、そういうところへ流れていくのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 当然、この連絡協議会立ち上げまして、その後の取り組みとしましては、先ほど、議員申されましたような地域づくり協議会で、例えば、人・農地プランの説明会をすとか、そういったことで、小学校単位でのこの地域につきましては、この方が中心経営体になって取り組んでもらえますよといったような説明なりも含めて、今まで認定農業者いうのか、中心経営体の方、いらっしゃらない地域につきましても、そういうところでカバーをしていきたいというふうに考えております。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3 番（小林裕和君） そういう人たちの情報から情報を得て、それで、そうでない、本当に困窮している集落へのそういう情報がうまく流れて、その集落が少しでもやる気を出すといいますか、頑張ろうという気になっていただければと思うんですけども、各集落で取り組み可能な制度については、より積極的に推進をしていく。今の協議会とかで活用して推進していくということなんです。そういうこと推進していかないと、本当に環境、防災面からも集落を守っていくという取り組み、それを実践していただける今のような体制は必要だと思います。

それで、農地の維持管理の問題については、今の中山間なり多面的機能なり、人・農地プランの推進も重要なんですけども、それ以上に地域の住民が危機感を持って、自分たちの集落を、午前中の岡本議員の質問ではありませんけれども、放棄田なり草が繁茂するようにならないように、地域を消滅させないという意気込みで、自らの手で取り組んでいかなければならないというふうに思っていていただくことが大切だと思います。

再度、午前中の質問ですけども、個人の財産ですから、自分たちで守っていくというのは、これは基本でありますので、そういうふうなことを、きちっと思っていていただいて、考えていただくことが大切だと思います。

それで、その中で、自分たちの集落はどうすべきか。どういうふうにつくり直して、維持をしていくのかということが必要だと思いますので、必要に応じて行政も入り込んで地

域の話し合いを推し進めていただきたい。そういう行政の入り込み方もある必要ではないかと思うんですが、再度、お伺いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） おっしゃるとおり、大規模な農家だけでは、集落の生活環境等は守っていけないというのは認識しております。

小規模農家の方が、そういった溝掃除であるとか、草刈りとかいった、そういった手作業を担っていただいておりますので、今、そういった環境を守られておると思うんですが、そういった大規模に預けてしまって、小規模農家なくなってしまうということであれば、そういった手作業部分を、なかなか取り組めないことになっていくというふうに考えます。

そういう意味では、なかなか、それぞれの集落、人がいないというような状況ではございますが、農家だけではなく、そういった非農家の方も含めて、集落全体が自分たちの生活の場である農村を守っていくという、そういった意識を持っていただくという取り組みは、非常に大切ではないかというふうに認識しております。

それを、こういった形で住民の方へ反映というのか、広げていけばいいのかなというのは、ちょっと悩んでいるところではあるんですが、そういうことが非常に大切であるということは、認識しておるところでございます。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3 番（小林裕和君） 最初の町長の答弁もありましたように、なかなか難しい問題だろうとは思いますが。僕も十分、そのへんは認識をしています。

そういう集落で、例えば、そういうことに関して話し合いが持たれるようになるとすれば、それは集落の状況にもよりますよ。そういう話は一切せんのやという集落もあるかもわかりません。

しかし、自分たちの育っている集落を何とか守りたいという気持ちは、誰しもあるかと思うんです。

それで、もちろん、高齢化で体が動きにくくなったとしても、そういう思いは持っておられる方は多いと思います。

それで、また、それが、すぐこうなっていくというのを、そういう簡単な話ではないと思います。

まずは、その前段に、それぞれ、今、そういう思いをされている人たちの意識、考え方の、少し変えていただくように仕向けていくというのか、仕向けていくいう、そういう積極的に仕向けていくといった言葉語弊があるかもわかりません。まあ、そういうふうに仕向けていく行政の関与というのが、僕は必要ではないかなと思います。

例えば、そういうところで話し合いが、徐々にそういう機会をつくって、次に何回か話し合いをして、そういう話ができるようになれば、なれば集落で、自分たちの集落はこういうふうにやっていこうというような目標が掲げられて、目標掲げれば、地域の取り組みを示す指針のような形のものがつくって、集落の人が共通の認識を持っていれば、

少しは一步前進につながっていくんじゃないかなというふには思うんですけども、なかなか、そこまでいくのは難しい状況には変わりはないんですが、しかし、そういう指導とか、そういう支援をしていただければなというふうに思うんですけども、再度、すみません。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） この制度ができた後、この制度の普及ですね、取り組みについて、この議会でも何回も取り上げられたと思います。

担当課においても、そうした中山間の直接支払制度や多面的機能支払制度、こういうことに取り組んでいただいている、相当、PR して、そうした農会長会とか自治会長会なんかでもお話をさせていただいて、地域で何とか取り組んでくださいということで、今、18 集落？

〔農林振興課長「人・農地プランは 26 ですね」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 26 やね。それぐらいなところは取り組んでいただいているわけですよ。

だから、それも何もせずにじゃなくて、やっぱりそれは、そういう今、小林議員が言われたように、そういうことをしていただくしか、今のところ、1 つの方法としてが、一番地域を守っていくための方策だということで、お願いをしております。

ですから、今、小林議員が言われる地域の皆さんの中にも、どうしたらいいんだと、このままではという思い。

それから、地域を何とか守りたいという思い、そういう方、いろいろとたくさんいらっしゃると思うんですね。

ですから、そういう中で、皆さんで問題を取り上げていただいて、当然、じゃあ、自分とこの集落としては、どういうことが、この制度が取り入れができるのか。どういうことが必要なのかということが、これは担当課のほうは、当然、そういう会議にも出していただいて推進をしようという意気込みは、十分持っておりますし、ただ、先ほど、お話のように、全く、そういうことも取り組む気持ちもない。もう放つといってくれと言われるところがあるのかもしれませんけれども、まあまあ、そういうところへは、なかなかお話に行くこともできませんけれども、ただ、そういう話もできないような状況になってきている集落もあることは現実なんですね。

そういう中で、担い手になる。また、集落でみんなで協働することもできない。そうすると、幾らかでも、その中にある農地ついて、先ほど、課長が申しましたように、もう少し広い範囲。その集落の中で全部解決するのは難しいということで、その地域、地域として大型農家で専業で何とか頑張ってください人、頑張っている人、また、認定農家として、専業農家としてやっていただいている人、そういう方との連絡協議会をやるんですけども、そういう方に、条件不利地については、なかなか難しいと思うんですけどね。条件が整備されているところについては、こういう方ということで、やはり集落を超えて、今のような、広い範囲で考えていかないと、集落の中で集落営農としてできるところは、まだ、いいんですよ。既に、もうやっておられます。

だから、今、言われるできないところというのは、できない要件があり、ただ、情報を知らないとか、そういうきっかけがないとかということも 1 つはあるのかもしれませんが

れども、現実、そういうことが、なかなか集落の中ではできないという状況を、じゃあ、後はどうすかとなると、もう少し、広い範囲で、それを担っていただく人を片方ではつくっていかなきゃいけないだろうと。そういう取り組みを両方でやっていかないと、少しでも、それが改善の方向に向かないだろうなというふうに思います。

ですから、これまで、この制度もできてかなりになります。これを、取り組んでいただいているところも相当数あるわけですから、このへんは、さらにその状況も皆さん見ていただいて、できるところは、当然、取り組んでいただきたいと思います。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 小林議員。

3 番（小林裕和君） 制度を集落に強引に押しつけるとか、そういうのはもうできないと思います。集落の人たちが本当に話し合って、少し広域であったとしても話し合って、実際にそういう形でやっていこうという気持ちになっていただかなければ、なかなかこういうのもできないというふうに思います。

そういう気持ちになっていただくということは、そういう農家の人たち、お答えがあったように、非農家も含めて、集落でそういう気持ち、意識を少し変わっていただかないと、今言われるような、そういう制度の導入すら難しい。

それで、どうしても制度が導入できなければ、ほなら、そのまま、朽ち果てるまで待つのかといっても、そうではいかん。自分たちの集落を、やっぱり自分たちできちっと守っていかなあかんという意識が強いですから、だから、そういう自分たちの集落では、国のそういう制度は活用できないけれども、どういう形で、自分たちが頑張ってやれば、集落なり、そういう集落の中の優良な農地を守っていけるかということを、考えていただく、そういう制度導入の推進だけではなくて、そういう考えていただく機会を集落でつくっていただくような、まあまあ、指導といいますか、そういうことがしていただければなというふうに思っています。

その集落にとっては、その優良な農地は、本当に先祖伝来の農地ですから、集落関係や防災面からも重要です。

再度言いますけれども、行政のそういう積極的な関与も含めて、そういう体制、支援の拡充等を今後十分検討していただいて、そういう地域へ少しでも入っていただく。そういうふう仕向けるために入っていただくことを申し上げて、私の質問は終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 小林裕和君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 15 時 30 分、午後 3 時 30 分からしたいと思います。

午後 0 3 時 1 1 分 休憩

午後 0 3 時 3 0 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。
1 番、加古原瑞樹君の発言を許可します。

〔1 番 加古原瑞樹君 登壇〕

1 番（加古原瑞樹君） 議席番号 1 番、加古原瑞樹でございます。

今回は、通告書に基づき 2 点の質問をさせていただきます。

1 点目は、観光資源を活用し経済効果について質問させていただきます。

本町には、美しい自然や歴史的遺産などさまざまな観光資源があります。それに加え、今年もさまざまなイベントが開催され、多くの観光客をお迎えすることができました。

特に、夏のひまわり祭りでは今年は例年に比べ天候もよく、また、農家の皆さんの努力のおかげで、立派なひまわりが咲き、多くの観光客で賑わいました。

11 月 12 日には、2 年目になった自転車ツーリングイベント、因幡街道・千種川ロングライドが開催され、昨年よりも多い 500 人以上の参加者を迎え盛大に開催されました。

また、10 月には、念願の利神城跡の国史跡に指定が決まり、今後多くの観光客が来れることが見込まれます。

こうした状況のもと、本町の活性化を図るためには観光振興をもう一度しっかりと捉え考える必要があると考えます。特に、観光を産業として捉え、経済効果を生み出すという考えが必要だと考えます。

そこで、今後の観光振興に対する町長のお考えを伺います。

①、以前の答弁では、ひまわり祭りをはじめとするイベントや自然、歴史・文化、スポーツ・レクリエーションなどによる佐用町への年間入込客数が、平成 27 年度は約 65 万人でしたが、その後、どのように変化しているのか。

②点目、入込客数を増やすために、どのような対応を取られているのか。

③点目、2 年目になった自転車イベント、いなちくロングライドの成果と反省点は。

④点目、次年度以降の、いなちくロングライドの方針は。

⑤点目、経済効果を生み出すためには、観光資源から飲食店や笹ヶ丘荘などの宿泊施設へとつなげる仕組みが必要だと考えるが、どうでしょうか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。2 点目の獣害対策については、議員席からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、加古原議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の観光資源を活用し経済効果についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の年間の佐用町への観光客入込客数の推移でございますが、平成 27 年度には 65 万人余りでありましたが、平成 28 年度は若干減って 61 万 5,000 人と推計をしております。ただ、平成 29 年度は、この 9 月末現在の時点で約 48 万人余りで、年間実績の見込みは約 67 万 7,000 人ぐらいと推測をいたしております。

この平成 28 年度につきましては、ひまわり祭りで、ひまわりの生育が天候不順によって悪く、開花の遅れによる来客数の減と、道の駅宿場町ひらふくが店舗の改修工事を行い

ましたので、それによって約3カ月間の休業をいたしました。その影響により、約3万5,000人の減というふうになっておりますが、それを除きますと、おおむね過去、4、5年の入込客数も合わせて見てみますと、だいたい64万人、65万人、若干、増加傾向、1パーセント、2パーセントの伸び率になっているのが、観光入込数の推移というふう思っております。

次に②点目の入込客数を増やすために、どのような対応をとっているかということですが、佐用町には、何もしなくても多くの観光客を呼び込めるような、そんな観光資源は残念ながらないわけですが、利神城跡などの歴史的資源、大撫山の朝霧などの自然、西はりま天文台や南光自然観察村などのレクリエーション施設等々の観光資源に磨きをかけて、ひまわり祭りなどのイベントなどにおいても、その魅力を積極的にPRするなど、リピーターの増加と確保に力を入れて取り組んでいるところでございます。

ひまわり祭りや、いなちくロングライドのイベントは、佐用町をより多くの方々に知っていただく契機として取り組んでいるものでございます。

特に、ひまわり祭りおきましては、約1カ月間に10万人を超える方々がひまわり畑を楽しみに佐用町を訪れていただいて、また、その様子がテレビ、ラジオ、新聞等で頻繁に取り上げられ報道をされております。このことは、大きな成果として認識をしており、ひまわりだけではなく佐用町のさまざまな魅力を発信するための絶好の機会というふうに捉えております。

リピーターを増やす取り組みといたしまして、今年度は、ルート別・目的別の町内観光マップを作成して、ひまわり祭り来場者の町内誘導にも努めてまいりました。

また、佐用風土の案内ブースを設けて、特産品のPRにも努め、多くのみなさんからの関心を集めたところでございます。

観光協会では、ホームページのリニューアルに加えて、観光イメージキャラクターおさよんのフェイスブックも立ち上げ、ひまわりだけではなく、さまざまな観光情報の発信に努めております。

おさよんを生かした観光PR推進の契機として、キャラクターグッズのおさよんタオル600本を制作して、地元での委託販売も行い、これも完売をいたしました。

商工会では、ひまわり祭りから因幡街道・千種川ロングライドまでの期間、ご当地グルメスタンプラリーを展開をして、リピーターの呼び込みに取り組んでいただいております。

また、自然観察村では、現在、ツリーハウス4棟の増設工事を行っているところであり、こういった既存施設の整備充実にも取り組み、入込客数の増加を図っております。

次に、③点目の、いなちくロングライドの成果と反省点についてということでございますが、平成28年に地域創生加速化交付金の交付を得て、初開催をいたしました因幡街道・千種川ロングライドin佐用は、先月11月12日に第2回大会を開催いたしました。

昨年は、ロングコース300名の募集でございましたが、今年はロングコース400名、ショートコース100名の計500名に規模を拡大して実施をしたところでございます。8月11日から募集をかけたところ、ロングコースは8月27日に、ショートコースは10月17日に定員に達して、約100名のキャンセル待ちが発生をいたしました。

参加者の内訳は、姫路市から100名、神戸市から55名など兵庫県内から362名のほか、大阪府62名、岡山県から25名となっており、遠くは愛知県、山口県からの参加もございました。昨年から2年連続で参加された方は137名ののぼり、リピート率は45パーセントとなっております。

また、今年はゲストライダーとして、北海道でサイクルツーリズムを展開をされている株式会社ヒーロー北海道の高橋幸博氏と早稲田大学教授で一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構会長の原田宗彦氏をお招きして、実際に大会に参加をしていただき大会へ

の提言をいただいております。

コースは、ロングコースが佐用町役場を発着として、三河地区から宍粟市の千種へ抜け、ちくさ高原から西栗倉村、美作市大原地区を通る全長約 91 キロ、標高差 952 メートル。また、ショートコースは三河から寺坂峠を抜けて平福に抜ける全長約 41 キロ、標高差 251 メートルの 2 コースの設定となっております。両コースとも、特産品販売所や観光ポイントを通過するようにコース設定をしており、全国の自転車愛好家に沿線市町村の魅力を、発信をしております。

11 月初旬の本コースは、紅葉のシーズンを迎え、清流の水はさらに透明度を増して、自然薯やきのこなど大地の恵みが豊富な時期に当たります。各チェックポイントでは、その特産品を使ったおもてなしフードをお出しして地域の魅力をアピールをしたところであります。

大会の運営にあたっては、広くボランティアスタッフを募集したところ、町内外から 57 名、職員 62 名の計 119 名から応募があり、運営に携わっていただいております。ボランティアに応募されたスタッフの皆さんは、参加者の方々をお迎えし、おもてなしをする意識が高く、こうした姿勢が参加者の好評価につながっているものと考えております。

次に④点目の次年度以降の、いなちくロングライドの方針についてでございますが、平成 30 年度は、地域創生加速化交付金の最終年度となりますので、持続可能な運営体制を模索しながら開催を行いたいというふうに考えております。

近隣の宍粟市・美作市においてもサイクリングイベント開催の機運が高まっているように聞いておりますが、この、いなちくロングライドが将来にわたって継続できるよう、運営母体やコース・距離・参加費・募集者数、また、運営をサポートしていただくスタッフの確保などのさまざまな懸案を念頭に開催をしたいというふうに考えております。

なお、平成 31 年度以降の開催につきましては、この 3 年間の実績・成果を総合的に検証して、改めて検討をいたします。

最後に、⑤点目の経済効果を生み出すためには、観光資源から飲食店や宿泊施設へとつなげる仕組みが必要だと考えるが、どのように考えるかということでございますが、議員のご指摘、お考えと、当然、相違はございません。

町は勿論、各地域、各種団体において町内外に向けたさまざまな集客イベントが実施をされており、町では、それらのイベントに参加される皆様に配布する観光パンフ等の提供をいたしております。

また、町内の飲食店やガソリンスタンドなどにも観光パンフ等を置いていただいたり、要請に応じて配送もいたしております。

官民一体となって、おもてなしの気持ちで、プラスワンの佐用町の魅力をご紹介いただければ、ありがたいというふうに思っております。

リピーター増の取り組みは、すぐに成果のあらわれるものではございませんが、この積み重ねが地域の魅力、稼ぐ力も引き出す環境づくりとなり、地元経済の活性化と町の PR・イメージアップにもつながっていくものというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） はい、ありがとうございます。

まず、入込客数について、平成 28 年度は、ひまわり祭りのほう、ひまわり畑が天候のかげんでお客さんが少なかったということは、仕方のないことだと思うんですが、入込客数以外にこういうような観光振興にかかわるようなアンケート、どのようなアンケートをとられているでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） アンケートという形では、ひまわり祭りに来ていただいた方に対して、どこから来ていただいたとか、ひまわり祭りでどれぐらいお金を使っていたかとかいったアンケートのほうを、商工会さんのほうと協力しながらとっているというふうなことを行っております。

それから、答弁書の中にもあったと思いますが、スタンプラリー商工会のほうで行っていただいていますご当地グルメスタンプラリーということで、町内のホルモンのお店、それからひまわり地鶏のお店、それからジビエのお店、合計 36 店舗が参加されているスタンプラリーと町内の観光施設 5 施設のほうに参加しております、そういったスタンプラリーのほうを通じて、どちらの方面から佐用町に対してお客さんが来ていただいているのかといったところを調査しているというところでございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 入込客数以外にも、そういったアンケート調査、満足度調査とか、モニターツアーなど実施することによって、観光客の動向、それから地域の取り組みに対する評価、抱いているイメージなどの把握をすることができると思います。

観光地域づくりの基礎になる部分だと思いますので、できれば継続的にしていただきたいということと、後また、調査を実施する際に、できれば、ただ単に毎年やっているから入込客数を調査するとかいう形ではなくて、何のために実施をして、その結果をどのように、次に結びつけていくんだということを想定しながら、そういうアンケートなどをできる仕組みを整えていくことが必要だと思います。

数値の変動も今のところは、大体 65 万人ぐらいで平均でということだったんですけれども、そこの変動だけでなく、要因も含めて総合的に結果を分析することが必要だと思いますので、また、定期的に、継続的に調査をしてただけるようお願いします。

それから、そういう分析をした結果、誘致をしていく際に、どこに向けて PR をしていくかということが大事だと思うんですけれども、最近、ホームページなどインターネットでの PR はもちろんなんですけれども、フェイスブックやツイッター、それからインスタグラムなど、SNS の普及によって観光産業にも大きな影響が出ております。

特に、日本国内でユーザー数が 2,000 万人を超え、今も成長し続けていますインスタグラムは今年の流行語大賞、インスタ映えを受賞するなど影響があり、現在、最も注目すべき SNS と言えます。

しかも、20 代、30 代の女性を中心にインスタグラムを利用して旅行先を決める人が、どんどん増加している傾向にあるようです。

PR するには、絶対に必要なツールだと思うんですが、どのような対応をされているで

しょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今年からおさよんフェイスブックというのを立ち上げまして、春の花の時期から秋の大イチョウですとか、そういった情報をフェイスブックによってPRしていくということは行っております。

ただ、このインスタについては、インスタへの投稿というものは、今のところ行っていないというのが現状でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） フェイスブックのほう、僕のほうもフォローはさせていただいているんですけども、フェイスブックと、ちょっと違って、インスタグラムというのは、キーワードですよね。それで、検索することができます。ですから、ひまわりと検索すると、ひまわりの情報が全国というのか、世界の情報が出てくるんですけども、そういう形でPR するのには、一番手っ取り早いんじゃないかなというふうに思います。

それを使っている例なんですけれども、岩手県のほうでは、観光誘致のために130万人のフォロワー、まあいうたら、ファンといいますか、その記事を見られる方なんですけれども、柴犬のまるという犬なんですけど、そのフォロワーが130万人いるわけなんですけれども、そことコラボすることによって、多くのフォロワーに情報を届けることに成功しております。

このようにただ単に情報を流すというだけでなく、攻めの姿勢で、戦略的に利用することで、より大きな効果が期待できると思います。

また、観光地や名産品をアピールする時に、写真や動画は魅力が伝わるだけでなく、言語を問わず世界中の人に魅力を伝えることができます。

世界中で5億人を超えるユーザーがInstagramにはいるわけですが、世界中の観光の観光地の中から、次の旅行先を探している外国人の観光客にとってもInstagramというのは効果があると思いますので、インバウンドの需要を狙うにもInstagramが必要だと思います。

ぜひとも今後も有効に活用していただきますように、よろしくお願いします。

それと、観光資源、佐用町にはひまわりだけでなく、利神城も当然ありますし、いろいろな観光資源があるんですが、最近、地域の特性を生かした体験、滞在型の観光が多くなってきております。

例えば、宍粟市をはじめ全国的に森林セラピーなどを取り入れたヘルスツーリズムでは、都会から疲れた心と体を癒すために、多くの観光客が訪れています。ほかにも自然と触れ合うエコツーリズム。それから農作業体験や農産物加工体験など、交流を楽しむ滞在型の旅行のグリーン・ツーリズム。それから、スポーツを体験するスポーツツーリズム。映画のロケ地をめぐるロケツーリズムなど、ニューツーリズムと呼ばれる観光の形態が普及しております。

これまで、観光資源に磨きをかけるだけでなく、今後は、こうしたニューツーリズムと

連動した観光を提案することにも必要になってくると考えますが、昨日、開催されたさようマラソン&ウオークや11月に開催されたビスラカップバレーボール大会などがあります。

特にビスラカップバレーボール大会は、今年度も県内外から小学生のバレーボールチームが100チーム以上の参加があり、宿泊者も400人を超え、町内の宿泊施設は、どこも満員だったと聞いております。かなりの経済効果を生んでおりますが、もちろんこれは、関係者の皆さんの努力によって、長い年月をかけて、ここまでの大会になっていると思いますが、そのノウハウを活用すれば、サッカーでも野球でも卓球でも、ほかのスポーツでも実現できるのではないのでしょうか。

当然、地域や保護者の協力が必要であったり、また、さまざまな問題を解決していかないといけないと思いますが、観光資源として育てていくために、そういったスポーツの大会やイベントの計画、実施をしようとする団体への支援等は考えられないのでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） そういったスポーツ大会につきまして、ビスラカップのバレーボールをはじめ、サッカーの大会等々、招致大会といいますが、町外からもたくさん来ていただくという大会を開催していただいております、それぞれの体育協会に所属されている種目協会のほうには、その大会に対する補助金を、体育協会を通じてでありますけれども出しております。

例えば、ビスラカップのバレーボール大会ですと2日間大会ということで、15万円の補助金を出しております。そういったものをご利用いただいて大会を盛り上げるというようなことをしていただいております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1番（加古原瑞樹君） 通常の観光資源というわけではないんですが、こういったスポーツを開催することによって、訪れる入込客数を増やすということは、当然できるわけです。そういう支援があるというのもお聞きすることができてよかったと思います。

特に、サッカーとかも笹ヶ丘荘の利用実績を見ても、経済効果が見込まれる資源となり得ると思いますので、実施する価値はあると思うんですが、どうでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） サッカーにつきましてもビスラカップサッカー大会ということで、既に開催はしていただいております。

それで、その大会につきましても、同じように補助金のほうは、額は変わりますが、出させていただきます。

あと剣道のほうでも、たくさん130チームの参加があるような大会もございます。

そういったことで、体育協会に加盟されている各種目協会のほうでも、そういった取り

組みをたくさんしていただいております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） ぜひ健康の増進ということもありますけれども、そういうふうな観光を意識したイベントの開催というのもしていただけたらありがたいと思います。

それから、それと最近、2年前から始めている、いなちくロングライドなんですけれども、こちらのほうも、今年 500 人にお客さんが増えているというふうにお聞きしました。

ただ、宿泊客が、なかなかバレーボールのような形では伸びなかったというふうに聞いております。

宿泊施設など、申し込みをされた際に、飲食であるとか、宿泊施設の PR、経済効果につながるような PR というのはされたんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） いなちくロングライドでは、答弁書の中にもございましたように、各チェックポイントとか、そういったところを観光施設ですとか、直売所の施設なんかを充てて、そういった特産品の PR 等も行っております。

それから、参加していただいた方への参加賞につきましても、地元の特産品なんかをパンフレット等と一緒にお渡しするといった形で PR を行っております。

ただ、その宿泊の件につきましては、自転車乗っておられる方、車でご参加をされて、何台か前日から来られていた方もいらっしゃいましたが、駐車場に車をとめて、今から佐用の湯でお風呂へ入って、車の中で朝まで待機するんだといったような形で参加されている方がいらっしゃるように見受けております。

ですので、ほかのよその大会なんかで、大きな淡路等で行われている大会なんかについては、受付を前日に行うような、そういった大会も開催をされているようでございますけれども、今のところ、いなちくのほうでは、当日の朝、受付という形にしておりますので、宿泊のほうには、ちょっと結びつかなかったのかなといったふうに考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 車の中で宿泊される方は、ちょっとなかなか難しいかなとは思いますが、例えば、最初から参加申し込みの金額に宿泊代を含めたツアーを企画したりだとか、前夜祭を開催することによって、宿泊客の増加につなげるというようなことが検討はできないでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） おっしゃるように、前日に何かイベントをして宿泊をしていた
だく方を集めるといった形も考えられるわけでございますけども、前日から、そういった
前夜祭とかをやっていくということになってきますと、また、スタッフの関係等々もござ
います。

今、ボランティアスタッフをお願いをして、開催をしている大会ということになります
ので、そういった参加者のほうも増やして、もっともっと大きな大会になれば、そういっ
たことも考えれるかとは思いますが、今の段階では、少しちょっと難しいのかな
というふうに思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） そのほかでも、いなちくロングライドの成果といいますか、普段で
もサイクリングをしている人を見かけることが多くなってきました。

そこでイベント時だけでなく、通常、サイクルコースをつくって提案することで、普段
でも宿泊や飲食など、経済効果を生み出すことができると思うのですが、今後、どのよう
な取り組みをされるのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 議員おっしゃるように、普通の休みには、佐用のほうを自転車
で走っておられる方を見ますし、それから、ひまわりの時にも自転車で神戸のほうから来
たんだとか、ああいった方にお会いをすることもございます。

今、そこの自転車の取り組み、サイクリングの取り組みを、今後どうするかということ
なんですが、とりあえず、今、地方創生の交付金をいただいて実施している事業というこ
とで、それらの成果のほうを検証しながら、今後、検討をしていくというふうに考えてお
ります。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） その2年目の大会が終わったわけですが、反省会等をされる
と思うんですが、その結果、次年度に向けて計画されていく中で、どのようなメンバーで
決めていかれるのでしょうか。一般の方とか入ったりとかしないですかね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） この自転車のイベントでは、ほかの例えば、バレーボールです

とか、サッカーですとかといった大会を行っておられる、それぞれの種目の団体というのがございまして、それを実施をしていただいておりますが、その自転車については、そういう母体がございませんので、今のところ、一般の方を入れて、来年度の計画を考えていくといったようなことは、ちょっと難しい、そういった状況でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 専門的な自転車のジャンルのことは、そういう専門的な方のアドバイスを受けたらいいと思うんですが、佐用の魅力であったりとか、今言う経済効果につなげるという点に関してで言えば、地元の間、特に、商工会とか商売人の考えというのも入れていただけると、また、より一層違うおもてなしができるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも、その際には、そういう一般の声というか、アイデアを盛り込んでいただけたらなというふうに思います。

全国的にも人気が出ているジャンルで、イベントの時だけでなく、普段も、まだまだ入込客数が増加の期待ができる観光資源だと思いますので、今回の結果を分析して、今後につなげていただきたいと思います。

それから、先ほど、ジビエのスタンプラリーという話がありましたけれども、こちらのほうも3年目になると思います。その結果から、どのようなことが読み取れるのでしょうか。3年間の推移であったり、経済効果、どのような結果が出ているのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） スタンプラリーについてですが、先ほど、参加者のほうも、今年度、1,700 名の方から応募があったというふうに商工会さんのほうからお聞きをしております。

それで、その応募者の中で、町内の方が 250 名ほど、ほか、その他につきましては、町外の方という形になっておりますので、1,450 名余りの方、町外の方が応募していただいているといった状況です。

やはり多いのが京阪神、神戸、大阪、京都、そのあたりのほうから 500 名ほど応募いただいております。その他の県内が 500 名といった形で、やはり京阪神のほうへ向けて、町の PR をしていく必要があるのかなというふうに分析をしております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） かなりな経済効果が出ているように思います。

特に、町内だけでなく、町外から 1,450 人の申し込みがあったと。当然、スタンプラリーに、来られたけれども参加されていないという方がおられると思いますので、かなり効果があったかと思います。

こうやって既存の観光資源に、多分、ひまわり祭りの時が、一番多かったと思うのです

が、こういう観光資源に、こういうスタンプラリーのような取り組みを、うまく連携したプランを提案することができれば、リピーターにもつながると思います。

特に、ご当地グルメを今回絡めている企画なんですけれども、先ほどのインスタ映えという点でも、かなり有効なものだと思います。

毎回、新規のお客さんをつくることも大事ですが、佐用のファンをつくることも大事だと思います。地域経済の活性化にもつながると思いますので、今後とも、商工会や地域の方との連携が取れるようにお願いいたします。

それと、11月の議会報告会の中で、各会場で笹ヶ丘荘の経営状況についての質問が多くなりました。一般会計から3,200万円の繰り入れということで、地域の方がかなり心配のようでした。7割近くのお客さんがサッカー場からの宿泊客ということで、利用されているサッカーチームの方にお聞きしますと、近隣の同様施設に比べ、価格や食事、交通の便など、それぞれ違いがあるが、笹ヶ丘荘を選んだ理由については、スタッフのお客様への対応が素晴らしいということをお聞きします。

特に、子供の団体などは、どうしてもにぎやかになり、周りに気を使うことが多くなるんですが、にこやかに対応してくれるとお聞きしました。

また、営業活動も手紙や電話だけでなく、直接来られるので人間関係を構築できているようです。

数字だけではわからないところで、素晴らしい取り組みをされており、これがリピーターの獲得につながっているようです。

こうした努力の結果、週末はかなり予約で埋まっているとお聞きますが、一方で、どうしても平日の稼働率が低く、今後、ビジネスマンの出張や一人旅、外国人旅行者など、これまでメインターゲットとしていなかった客層への取り組みも必要だと考えます。

こうした経営戦略を考えるのは、どこが主になって、どのようなメンバーで検討されているのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 笹ヶ丘のほうの経営戦略といいますか、セールスの先ですとか、そういったものは、笹ヶ丘荘のほうで、支配人を中心に検討していただいているというのが現状でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 現場は、やっぱりお客さんへの対応とか、そういうことで手一杯だと思います。できれば、戦略については、別のところで、商工観光課になるのか、どうかわかりませんが、きっちりと分析した結果、次の経営戦略を立てるというのが筋だと思いますので、そちらのほうは、できれば経営診断士やアドバイザーなど派遣をするなど、経営改善に向けての戦略を立てていただきたいと思います。

例えば、平日の利用客が少ないということだったんですけれども、平日の参加者が多く見込めるゲートボールとか、グラウンドゴルフの大会を開いて、食事とセットで提案するとか、一番身近で理解をしてくれるであろう町民の皆さんに施設を知っていただいて利用

していただくということが、まず、一番の近道かなというふうに思いますので、例えば、社会実験として入浴無料券を配布するなど、平日の稼働率を上げることができると思いますが、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 今、議員おっしゃいましたゲートボールですとか、グラウンドゴルフと食事をセットにしたようなパックの商品というものも、実際、発売をしております。送迎つきで利用をしていただいたりということを行ってはおります。

ただ、ドームでグラウンドゴルフ等をしていただいて、後、食事をして帰られると。利用者の方は、やはりお年寄りが多いというような状況であります。なかなか、宿泊というところには、結びついていない。朝迎えに行って、グラウンドゴルフ等をしていただいて、お昼食事をして、また、夕方帰られるといったご利用が多いというふうな状況でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） そういう取り組みがあるのを知りませんでしたけれども、今後、また、アンケートなどを、データを収集して、分析し、新たなチャレンジを、商売人の考え方とか、そういうようなのをに入れていただけたらなというふうに思います。

観光産業自体が、お客様への旅の楽しさを提供するという業態になります。今のお客様が、観光地や宿泊施設に何を求めているのか、常にそれを察知する姿勢が大事だと思います。

逆に顧客志向で、突き詰めて考えていくと、地元の人にとっては、ごく見なれたものであっても、ユニークなストーリーづけをすることなど、工夫によって、新たな観光資源を生み出すこともできます。

全国的なマーケット動向を理解しつつ、施設、地域に対する評価を的確に把握することが重要だと考えます。

その上で、地域全体で、その結果を共有し、地域住民の声を取り入れて、対策を考えていくことで、新たな観光資源や商品としての観光コースをつくることができると考えます。

また、それと同時に、観光産業を核に地域の一体意識の醸成が図られ、経済効果だけでなく地域愛へとつながるきっかけにもなると考えます。

ひまわり祭りやいなちくロングライドのようなイベントは、その後、反省会などがあると思うんですが、町全体の観光振興のために、全体ですよね、佐用町の観光振興として、どのような調査、分析、それから、目標などの設定をする戦略を決定しているのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君）　　今現在では、そういった観光に関する調査を行ったりとか、いったことは実際行っておりません。

それで、おっしゃいますように、リピーターの増加を目指して取り組みを行っているということと、今、議員のほうもお話ありましたように、体験型のそういった観光とか、そういったものも今後は考えていかなければならないなというふうに思っております。

それで、近年では、観光地で何かをやってみたいとか、何かを学びたいとか、それから、学んだ上で観光をしたいとかいったような考えが高まっているというふうに思っております。今度、利神城跡の国指定を契機に、佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト、そういった計画の中において、利神城跡だけではなくて、地域の歴史文化遺産、そういったものを取り込んだような形の見る・学ぶ・体験するといったようなことが、佐用の中でできるような、そういった観光の展開といいますか、そういったものも、そのプロジェクトの計画を考えていく中で、検討していけたらというふうに考えております。

〔加古原君　挙手〕

議長（岡本安夫君）　　加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君）　　数ある観光資源以外にも、まだまだ、佐用町には観光資源となり得るものがたくさんあると思いますので、ぜひとも研究をしていただきたいと思います。

それでは、2 点目の質問に移りたいと思います。

2 点目の質問、獣害対策についてであります。

全国の野生鳥獣による農作物被害額は、近年、200 億円前後で推移していますがそのうち、全体の7 割が鹿、イノシシ、猿によるものです。猟師さんの協力により駆除されていますが、減少しているような実感があまりありません。鳥獣被害は営農意欲の減退や、耕作放棄地の増加などをもたらし、被害額として数字にあらわれる以上に農家の皆さんに深刻な影響を与えます。また、近年ツキノワグマによる人身被害が増加の傾向にあり、岡山県でも 17 年ぶりに狩猟が解禁されています。このような獣害対策について、お伺いいたします。

①つ目、鹿・イノシシのここ数年の捕獲頭数の推移はどうなっているのでしょうか。

②点目、昨年は、ツキノワグマの捕獲は1 頭でしたが、今年度はどのようになっているのでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（岡本安夫君）　　はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長　庵逄典章君　登壇〕

町長（庵逄典章君）　　それでは、獣害対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、①点目の鹿・イノシシのここ数年の捕獲の推移ということでございますが、有害駆除と狩猟期間を合わせまして、鹿、イノシシの捕獲頭数は、平成 25 年度が鹿が 4,168 頭、イノシシ 865 頭。平成 26 年度が鹿 4,208 頭、イノシシ 754 頭。また、平成 27 年度で鹿が 3,583 頭、イノシシ 597 頭ということになっておりまして、まだ、統計上の数字なので、平成 28 年度までが確定したものが県から示されておりません。

ただ、鹿につきましても、イノシシにつきましても、ある程度、捕獲については減少の

傾向にあります、実際の生息数が、かなり減少しているかどうかということについては、これは、なかなか難しい問題、形で推計でしかありません。

兵庫県の動物研究所の推測では、鹿につきましては、かなり減少しているというふうには言われておりますけれども、それは地域がかなり移動しております、減少している地域と逆に増えている地域が、県内にもあるというふう聞いております。

次に、②点目のツキノワグマにつきましてはありますが、昨年はツキノワグマの捕獲が県内1頭だったが、今年度はどのようにして、これを行うものかということでございますが、兵庫県では、ツキノワグマの保護対策を進めた結果、推定生息数が絶滅するおそれが、当面ないレベルの約800頭を上回るまでに回復をして、直近の推定生息数897頭というふうに推測をされておまして、ツキノワグマの管理計画に基づいて、本年度も狩猟を制限的に実施をするということになっております。

区域は、兵庫県本州全域、承認期間は、本年11月15日から12月14日までの1カ月間ということで、総捕獲頭数は、有害捕獲頭数と合せて134頭を上限として、狩猟者1人当たりを1頭というふうにされております。

狩猟開始前に、狩猟には、県知事の承認が必要でありまして、その条件として、兵庫県が実施するツキノワグマの狩猟に関する安全講習会を受講すること。

また、②点目に、捕獲個体を県が指定する場所へ搬入し、狩猟個体のモニタリングに協力すること。

③点目に、狩猟期前に射撃訓練を実施すること。

④点目に、有害捕獲と狩猟による捕獲頭数が、総捕獲頭数の上限134頭を超えた場合には狩猟の中止命令に従うということとなっております。

佐用町では、県の実施する銃によるツキノワグマの狩猟に対して適切に実施されるよう猟友会とも安全対策等の協議しながら対応をしております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、加古原議員。

1番(加古原瑞樹君) 鹿のほうは順調に減ってきているということだったんですけれども、ツキノワグマが本当に増えてきているということで、県のほうも対応で困られているようです。

駆除が、なかなか難しい危険を伴うということで難しいようであれば、よくどの害獣でもそうなんです、よりつかないような環境づくり、生息している山と人の生活圏の間にバッファゾーンをつくるとか、不要な木や果樹な伐採などを環境づくりが重要になると思います。

この対策について、もちろんよくご存じだとは思いますが、地域の方に、やはり定期的に知らせるというか、いうことが必要だと思うのですが、佐用チャンネルのほうで、例えば、定期的に放送するとか、秋の時期ですよね、というような対応はされるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 熊の危険性の周知とかにつきましては、11月の自治会長会で自

治会長様に周知するほか、防災行政無線で、そういった先ほど議員申されましたような内容については、周知をしているところでございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 今年は、比較的、ツキノワグマの目撃情報というのが、ちょっと少ないような感じがしているのですが、餌となるドングリがたくさん山にあるので出て来ない。県のほうでは、来年の春以降、例年以上の小熊の出産が見込まれていて、来年以降、また、ちょっと大変な状態になるんじゃないかなというふうに聞いております。

そういう被害が多くなる可能性がありますので、より一層、危機感を持って、計画をして行っていただきたいと思います。

それから、最近、町中でもアナグマとか、特に、一番困っているのが、今まで姫路ぐらいまでしか来ていなかったアライグマが、佐用町でも発見されたという情報を聞きました。アライグマは住居の屋根裏とか、空き家などに住みついて、あつという間に繁殖してしまうということで、町としての対応を急がないといけないと思うのですが、この対応はどうされているのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 町の有害駆除につきましては、町の許可範囲というのが、イノシシ、鹿、猿、ハクビシン、ヌートリア、アライグマが町の許可に当たります。

県が、アナグマ、イタチ、タヌキとかは県の許可ということで、ハクビシンなんかは、過去に町のほうの許可も出したことはあるんですけども、なかなか有害駆除につきましては、そういった鹿、イノシシ、猿につきましては、町のほうも補助を設けておりますが、その他のものにつきましては、有害の駆除をされましても、補助というのがございませんので、そういった取り組みについては、ちょっと、遅れ気味ではないかなというふうに思っております。

〔加古原君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 野生動物のことなので、いろいろな要因によって、増えたり減ったりということは、あると思うんですが、全国的に見ても、増加の傾向がずっとありますので、対応のほうは、できれば急いでやっていただきたいと思います。

イノシシや鹿に加えて、いよいよ厄介なアライグマがやってきました。今後も、専門化の意見を取り入れるなど、ますますの対応とご尽力をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（岡本安夫君） 加古原瑞樹君の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これで本日の日程は終了した

いと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日 12 日、午前 10 時より再開します。それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後 0 4 時 2 4 分 散会
